

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月16日
【会社名】	第一商品株式会社
【英訳名】	DAIICHI COMMODITIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 学
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神泉町9番1号
【電話番号】	03(3462)8011(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 渡邊 誠一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神泉町9番1号
【電話番号】	03(3462)8011(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 渡邊 誠一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第1回新株予約権証券 17,965,500円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,363,165,500円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及 び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証 券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金 額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	88,500個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	17,965,500円
発行価格	新株予約権1個につき203円（新株予約権の目的である株式1株当たり2.03円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2021年4月15日（木）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	東京都渋谷区神泉町9番1号 第一商品株式会社 管理本部
割当日	2021年4月15日（木）
払込期日	2021年4月15日（木）
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 渋谷支店 東京都渋谷区渋谷2丁目20番11号

(注) 1. 本有価証券届出書による第一商品株式会社（以下「当社」といいます。）第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に係る募集は、2021年3月16日（火）開催の当社取締役会決議によるものであります。なお、2021年4月14日（水）開催予定の臨時株主総会における議案の承認（特別決議）を効力発生の条件としております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本第1回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式に関し、当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 第1回新株予約権の目的である株式の総数は、8,850,000株とする(第1回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。) 但し、下記第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、第1回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に従って行使価額(「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第1回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第1回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>2. 第1回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、金152円とする。但し、第3項の規定に従って、調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第1回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第1回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第1回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,363,165,500円</p> <p>(注) 但し、行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2021年4月15日から2022年3月31日（但し、2022年3月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。（但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 第一商品株式会社 管理本部 東京都渋谷区神泉町9番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 渋谷支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 本新株予約権の一個未満の行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、14暦日前までに本新株予約権者に会社法第273条又は第274条の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会で定める本新株予約権の取得日に、本新株予約権1個当たりその発行価額相当額で、本新株予約権者（当社を除く）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法第273条の規定に従って通知又は公告を行った上で、本新株予約権1個あたりその発行価額相当額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>(会社法第236条第1項第6号における)該当事項はなし。本買取契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する。</p>

代用払込みに関する事項	該当事項はなし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はなし。

(注) 1. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
1,363,165,500円	12,700,000円	1,350,465,500円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(17,965,500円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(1,345,200,000円)を合算した金額であります。なお、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、当初行使価額で算定しております。

2. 発行諸費用の内訳は、以下のとおりです。

なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- ・ 登記費用 9,450千円
- ・ 割当予定先予定先等調査費用 250千円
- ・ 新株予約権価格算定費用 1,500千円
- ・ 有価証券届出書等作成支援業務費用 1,500千円

3. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

現在、当社グループは、2020年11月30付「クラウドバンク株式会社との資本業務提携に関する資本事業提携契約書の締結及び第三者割当により発行される募集（現物出資）並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社とクラウドバンク株式会社（以下、「クラウドバンク」といいます。）との資本業務提携に基づき、当社の「金の第一」ブランド及び金取引に対するノウハウ並びにクラウドバンクグループのインターネット主体の顧客を基盤として、両社の事業シナジーによる新規事業の構築に邁進しております。

また、当社子会社のOKプレミア証券株式会社（以下「OKプレミア証券」といいます。なお、同社は2021年3月29日付で第一プレミア証券株式会社に商号変更を予定しております。）においても、クラウドバンクグループが有する融資型クラウドファンディング事業のノウハウの提供を享受実施することで協議を続けており、OKプレミア証券にクラウドバンクが展開するソーシャルレンディングのサービスを提供いただき、それをOKプレミア証券の顧客に販売することを検討しております。さらに、当社の金地金取引に関しましては、投資単位を細分化した金地金の商品を日本クラウド証券株式会社（以下「日本クラウド証券」といいます。）と共同して開発することで、日本クラウド証券の顧客に販売することも進めており、これらの施策によりOKプレミア証券及びクラウドバンクグループの両社が強みを持つ顧客に対し、金地金取引及び融資型クラウドファンディング事業取引を提供する新規事業を早期に実現する予定であります。

当社としましては、本第三者割当増資による資金調達を行うことで、「資本事業提携契約書」に基づき、クラウドバンク普通株式22株の追加取得の対価とし、クラウドバンクを当社の持分法適用会社とすることを目的としております。なお、当社グループは2020年12月31日時点において、2,372百万円の現預金残高がありますが、当第3四半期連結累計期間においても、1,130百万円の営業赤字が継続していること、当社グループは現在も営業収支の赤字が継続しており、現在（2021年3月度）で約86百万円の営業収支の赤字となる見込みであり、今後も2021年4月度より2022年3月度までの期間において、月次で70～90百万円程度の営業収支の赤字が継続することが予測されるため、手元資金は当社の運転資金に充当することが肝要であると判断いたしました。こうした状況から速やかに脱却し、営業黒字体制への事業基盤を形成すべく、クラウドバンクグループとの事業提携を構築することを必須の課題と認識していることから、本資金使途に関する資金の手当では本第三者割当による調達により充当するものとしたしました。

2020年11月30日付でクラウドバンク並びにCB戦略1号投資事業有限責任組合との間で締結した「資本事業提携契約書」においてクラウドバンク株式の追加取得を実施し、クラウドバンクを持分法適用会社とする追加取得条項が付されておりますが、追加取得条項である以下の事項は本第三者割当決議日時点において、2021年2月末日時点のクラウドバンキング事業実績管理表及びクラウドバンクバックオフィスシステムの累計口座数データにて達成状況を確認しており、期間に追加取得条項の達成が確実であるため、条件にて引き受けを行うこととなります。なお、当該追加取得は当社とCB戦略1号投資事業有限責任組合間における2021年3月16日付「覚書」により2022年3月31日を期限とし、クラウドバンク株式の追加取得を行う取り決めとなっております。なお、追加取得代金に本第三者割当増資による調達が満たない場合には、別途の調達手法を検討いたします。

(追加取得条項の内容)

資本事業提携契約書締結日から2021年3月31日までの期間に、クラウドバンクのクラウドバンキング事業における2021年3月期のクラウドバンクの管理会計上の連結営業収入（クラウドバンクグループ間取引の連結消去前）が939,730,000円以上及びクラウドバンクの顧客数が36,000人以上となった場合には以下の条件で、それ以外の場合は以下の条件でCB1号ファンドからクラウドバンクの普通株式を譲り受けることとします。

条件

譲受株式の数	22株（譲受け後の当社の保有比率（前項のCB1号ファンドの現物出資によって当社が取得するクラウドバンク株式と併せて）：20%）
譲受株式の金額	1株につき61,349,693円
譲受価額の総額	1,349,693,246円

条件

譲受株式の数	22株（譲受け後の当社の保有比率（前項のCB1号ファンドの現物出資によって当社が取得するクラウドバンク株式と併せて）：20%）
譲受株式の金額	1株につき52,150,000円
譲受価額の総額	1,147,300,000円

クラウドバンクの持分法適用会社これにより、上記のクラウドバンクとの資本業務提携による事業協業の関係性をより強固にし、中長期的な経営基盤の構築及び株主価値の向上最大化に資するものとしたします。

なお、当社は、証券取引等監視委員会より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けております。当社は、この事実を真摯に受け止め、開示検査に協力しておりますが、今後、開示検査の結果によっては、当社は課徴金納

付等の行政処分を受けることとなり、当社グループの業績及び財政状態に影響が生じる可能性があります。金融商品取引法に基づく開示検査を受けている最中であることから、本第三者割当増資を行うことにより、金融商品取引法第172条2に基づき、本第三者割当増資の額に応じ、課徴金納付額が加算される可能性はありますが、当社としてはクラウドバンクとの資本業務提携による事業協業の関係性をより強固なものとし、引いては、中長期的な株主価値の最大化に繋がるものと判断していることから、当該開示検査を受けている最中であっても、本第三者割当増資を実施することは有益であるとして判断しております。

< 本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途 >

具体的な使途	充当予定金額(百万円)	充当予定時期
「資本事業提携契約書」に基づくクラウドバンク株式の追加取得代金	1,350	2021年4月～2022年3月

- (注) 1. 今後、当社グループを取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
2. 本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計1,350,465,500円となる予定であり、具体的には上記の資金使途に充当する予定であります。なお、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

< 資金調達の方法として本第三者割当による新株予約権発行を選定した理由 >

当社の資金需要につきましては、前記「2 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」に記載のとおりですが、資金調達の方法としては、クラウドバンク株式の追加取得代金を目的としており、資金使途の性質や、当社グループの財務体質の安定性を確保する必要性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。

一般に事業資金を調達するには、金融機関からの借入れや社債等による有利子負債による間接金融と株式等の発行による直接金融での調達が考えられます。しかしながら、当社の経営成績や特設注意市場銘柄に指定されているなど、現状での与信では新規の借入れや新たな社債の発行について実施することは困難であると判断いたしました。

そのため、当社としましては、直接金融による株主資本の増強を図ることを軸に調達方法の検討をいたしました。直接金融による調達方法としては、一般に株主割当、公募、第三者割当によるものがあります。株主割当としては全ての株主に対するライツイシュー等がありますが、当社の事業計画や財務改善計画がなお推進途上にある中で、全ての株主から追加的な資金を調達することは容易ではないことから合理的ではないと判断いたしました。

また、直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間が第三者割当による新株予約権の発行と比較し多大にかかることや、必要資金の調達規模と現在の当社の経営成績、株価動向、株式流動性等から引受証券会社を見つけることは困難であることから、現時点における資金調達方法としては合理的ではないと判断いたしました。

本新株予約権の資金調達スキームは、新株予約権の発行にすることにより割当予定先が当社の事業計画や財務改善計画がなお推進途上にある中で、段階的に投資を行うことができるように配慮したものと考えております。加えて、必ずしも本新株予約権は一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社および当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されるため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられませんが、株式と比べて一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

なお、当初の計画通りに、本新株予約権の行使による資金調達を行うことができない場合、その時点における当社の事業環境、財務状況に鑑みて、別途の手段による資金調達を実施する可能性があります。

<本新株予約権の特徴について>

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制と、機動的な資金調達促進が図られるように定められており、以下の特徴があります。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCB やMS フラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額は152円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

買取請求権（取得条項）

本新株予約権には、払込期日の翌日以降、14暦日前までに本新株予約権者に会社法第273条又は第274条の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会で定める本新株予約権の取得日に、本新株予約権1個当たりその発行価額相当額で、本新株予約権者(当社を除く)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、当社の判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

なお、本新株予約権に買取請求権（取得条項）を設定することは、当社の資本政策の柔軟性を確保しておく観点からも、割当予定先の行使促進を促すという観点からも、当社にとっては有利であります。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	S G R 投資事業有限責任組合	
	本店の所在地	東京都中央区八丁堀二丁目19番7号	
	出資額	30百万円	
	組成目的	国内の会社等への投資を実行しインカムゲイン及びキャピタルゲインを得ることを目的とする	
	組成日	2020年6月10日	
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社フォーシスアンドカンパニー	99.99%
		合同会社F I N O	00.01%
業務執行組員又はこれに類する者	名称	合同会社F I N O	
	所在地	東京都中央区八丁堀二丁目19番7号	
	代表者の役職・氏名	代表社員 一般社団法人F I N O 職務執行者 福田 尚之	
	事業内容	有価証券の取得、投資、保有及び運用	
	資本金	10万円	
	主たる出資者及びその出資比率	一般社団法人F I N O 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
c. 提出者と割当予定先の業務執行組員である合同会社F I N Oとの関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

(注)「割当予定先の概要」欄及び「提出者と割当予定先との関係」欄並びに「提出者と割当予定先の業務執行組員である合同会社F I N Oとの関係」欄は、別途時点を明記していない限り本届出書提出日現在におけるものであります。

d. 割当予定先の選定理由

当社は、当社が必要とするクラウドバンク株式の追加取得資金について、資金調達方法を検討しておりました。そのような中でクラウドバンクの代表取締役である金田氏が過去より交流のあった株式会社フォーシスアンドカンパニー（以下、「F & C」といいます。）及びS G R 投資事業有限責任組合（以下、「S G R ファンド」といいます。）の業務執行組員である、合同会社F I N Oの代表社員の一般社団法人F I N Oの職務執行者である福田尚之氏ならびにF & Cの代表取締役である太田清五郎氏を2021年1月中旬にご紹介いただきました。

その後、当社の代表取締役である木村学と太田清五郎氏が2021年1月中旬に面談を行い、F & Cからの直接の出資については同意いただけなかったものの、ファンドを介しての出資であれば同意いただけたことからF & Cを出資者としたS G R ファンドでの引受であればということで検討が進む形となりました。S G R ファンドは、日本の企業向けに資金を供給し、成長機会創出の支援を目的として設立された投資組合であり、F & Cがその出資者となります。

その後、木村学と福田氏が個別に複数の面談を2021年1月下旬より行い、それぞれの面談の中で当社の資金ニーズならびに成長戦略について太田氏及び福田氏へ説明を行い、当社の事業資金ニーズについてのご理解を頂きました。なお、福田氏はSGRファンドの組合契約に基づく出資金の運用を行う権限の全部を「アセット・マネジメント業務委託契約書」に基づき委託するアセット・マネジャーである株式会社GCM（現：GCMアセットマネジメント株式会社、以下、「GCM社」といいます。）におけるアセットマネジメント本部の部長であったことから、実質的にSGRファンドの運用権限を有するGCM社に説明を行ったものとなります。その後、GCM社及び合同会社FINOから、当社グループの今後の成長戦略等を理解していただいたうえで、新株式の発行等による当初よりキャッシュインが図ることができる資金調達が望ましいものの、当社が過去に不適切な会計処理が行われていたことが明らかとなり、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書を訂正していることや、証券取引等監視委員会より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けていること、当社が、日産証券株式会社への当社商品先物取引業の一部の事業譲渡により縮小した事業ポートフォリオとなり、当第3四半期連結累計期間における営業収益が740百万円と前年同期の3,071百万円と比較し75.9%と大幅に減少していること等の財務状況並びに信用力を総合的に勘案すると困難であるという前提のうえで、他方で既存株主様の不利益となる希薄化を一度に引き起こすことなく、段階的に資金調達が可能となる本新株予約権の発行というこの度の資金調達スキームのご提案をいただきました。

当社は、SGRファンドに対して、本新株予約権の引受が純投資目的であり、経営への関与も限定的であることを確認し、かつ、当社の経営方針・経営戦略、資金需要及び資金調達の時期、当社の状況をご理解いただけたことから、割当予定先として選定いたしました。

e. 割り当てようとする株式の数

割当予定先の名称	割当株式数
SGR投資事業有限責任組合	第1回新株予約権 88,500個 (その目的となる株式 8,850,000株)

f. 株券等の保有方針

本新株予約権の割当予定先であるSGRファンドの保有目的は純投資目的であり、本第三者割当増資により交付を受けることとなる新株予約権の行使により取得する当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針であるとのことを口頭で確認しております。なお、本新株予約権の全部または一部を譲渡する場合には、譲渡に先立ち譲渡方法及び譲渡先につき当社と誠実に協議すること、譲渡に際しては当社取締役の承認を前提とすることに合意する旨を確認しています。

g. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の業務執行組合員である合同会社FINOの職務執行者である福田尚之氏からは、割当予定先を名義とする預金通帳の写し（2021年3月12日時点）並びに割当予定先の有限責任組合員であるF&Cを名義人とするネットバンクの口座履歴の写し（2021年3月1日時点）の提出を受け、F&Cが合同会社FINOに対して差入した2021年3月9日付「追加出資に関する差入書」に基づき、割当予定先である業務執行組合員からの要請に応じて随時出資を行うこと、第三者からの借入等によるものではなく本新株予約権の発行に係る払込に十分な自己資金による財産を有することを当該預金通帳の写し及び口頭で確認し、また、割当予定先は本新株予約権の権利行使により取得した当社普通を売却した資金で随時権利行使を行うことを想定していることから、財産確認として問題ないと判断しました。

h. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるSGRファンド及び業務執行組合員である合同会社FINO（以下「割当予定先等」という。）について、割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）と反社会的勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されないという独立した第三者機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（東京都港区赤坂2丁目8番11号 代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

i. 株式貸借に関する契約

該当事項はありません。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本買取契約において、本新株予約権について、その譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。なお、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、本買取契約に係る行使制限等の権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社（住所：東京都千代田区平河町二丁目12番15号、代表者：代表取締役 三平慎吾）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項および各割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価168円（2021年3月15日の終値）、権利行使価額152円、ボラティリティ79.08%（2020年2月から2021年2月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間1年、リスクフリーレート 0.124%（評価基準日における中期国債レート）、配当率0%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき203円との結果を得ております。当社は本新株予約権の公正価値（1個当たり203円）と本新株予約権の払込金額（1個当たり203円）を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値と同額の払込金額となっていることから、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の9.52%ディスカウントである152円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の株式価値を反映しているものと判断したことによります。

また、行使価額のディスカウント率を9.52%とした経緯としましては、当社が過去に不適切な会計処理が行われていたことが明らかとなり、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書を訂正していることや、証券取引等監視委員会より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けていること、当社が、日産証券株式会社への当社商品先物取引業の一部の事業譲渡により縮小した事業ポートフォリオとなり、当第3四半期連結累計期間における営業収益が740百万円と前年同期の3,071百万円と比較し 75.9%と大幅に減少していること等を総合的に勘案し、当社と割当予定先との発行価額における交渉の結果、日証協指針日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）に準拠する10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）は、本新株予約権に係る届出書及び適時開示資料支援の業務委託を行っている先であるエースターコンサルティング株式会社に対し、第三者機関としての本新株予約権の価値算定の業務委託を行っていますが、この点を踏まえても、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、並びに、算定にあたっては、行使価額、当社の株価、ボラティリティ、権利行使期間、取得条項等の前提条件が考慮されており、本新株予約権の価値算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法により価値算定が行われている同社作成の新株予約権算定報告書において報告された本新株予約権の公正価値評価額と同額又は上回る払込金額とされていることから、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず、また、10%のディスカウント率についても、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、適法である旨の意見を表明しております。そして、当社取締役会においては、監査役3名（うち2名が社外監査役）から上記意見表明についての説明を受け、本新株予約権については有利発行ではない前提で、本新株予約権の募集事項の決定（会社法238条、同240条）に関する取締役会決議については、当社出席取締役全員賛同のもと、本第三者割当増資を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権に係る潜在株式数は、8,850,000株(議決権数は88,500個)となり、2021年1月15日現在の発行済株式総数20,077,207株(議決権数192,846個)に対して、合計44.08%(議決権比率45.89%)の希薄化が生じます。また、2021年3月16日以前6か月以内に実施された第三者割当により発行された当社普通株式3,850,000株(議決権38,500個)を本新株予約権の行使による最大交付株式数8,850,000株(議決権数88,500個)に合算した総株式数は12,700,000株(議決権数127,000個)であり、これは、2021年3月16日以前6か月以内に払込みが行われた第三者割当による当社普通株式の発行のうち最も古い2020年12月16日の当社普通株式の発行の直前(2020年12月15日時点)の発行済株式総数16,227,207株に対して、78.26%(総議決権数154,346個の82.28%)(小数第3位を四捨五入)にあたります。したがって、希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手または株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなりますが、当社は本第三者割当増資の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、2021年4月14日開催予定の臨時株主総会に付議することとしております。また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数8,850,000株を行使期間である1年間(245日/年営業日で計算)で売却するとした場合の1日当たりの数量は36,122株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高205,104株の17.61%であり、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認していることから、本資金調達及ばず株価への影響は限定的であると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

しかしながら、当社は、本第三者割当によって、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えております。従いまして、本新株予約権による発行数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断しています。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権に係る潜在株式数は、8,850,000株(議決権数は88,500個)となり、2021年1月15日現在の発行済株式総数20,077,207株(議決権数192,846個)に対して、合計44.08%(議決権比率45.89%)の希薄化が生じます。また、2021年3月16日以前6か月以内に実施された第三者割当により発行された当社普通株式3,850,000株(議決権38,500個)を本新株予約権の行使による最大交付株式数8,850,000株(議決権数88,500個)に合算した総株式数は12,700,000株(議決権数127,000個)であり、これは、2021年3月16日以前6か月以内に払込みが行われた第三者割当による当社普通株式の発行のうち最も古い2020年12月16日の当社普通株式の発行の直前(2020年12月15日時点)の発行済株式総数16,227,207株に対して、78.26%(総議決権数154,346個の82.28%)(小数第3位を四捨五入)にあたります。したがって、25%以上の希薄化が生じることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
S G R 投資事業有限責任組合	東京都中央区八丁堀二丁目19番 7号	-	-	8,850	31.46%
C B 戦略1号投資事業有限責任 組合	東京都渋谷区初台一丁目52番1 号	3,850	19.96%	3,850	13.68%
株式会社ムラサキ	東京都世田谷区奥沢二丁目31番 15号	1,546	8.02%	1,546	5.50%
本田 求	兵庫県芦屋市	1,235	6.40%	1,235	4.39%
勝 えり子	千葉県市川市	1,061	5.50%	1,061	3.77%
村崎 稔	東京都世田谷区	486	2.52%	486	1.73%
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1 号	256	1.33%	256	0.91%
永島 ジェームズ史也	東京都港区	249	1.29%	249	0.89%
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21 号	226	1.17%	226	0.80%
清原 宏昌	三重県伊賀市	216	1.12%	216	0.77%
計		9,127	47.33%	17,977	63.90%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2021年1月15日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 上記「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、2021年1月15日現在の総議決権数(192,846個)に、本新株式の発行により増加する議決権数(88,500個)を加えた数で除した数値となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本件第三者割当増資によって増加する潜在株式数は、発行済株式数の約44.08%であり、また、2021年3月16日以前6か月以内に実施された第三者割当により発行された当社普通株式3,850,000株（議決権38,500個）を本新株予約権の行使による最大交付株式数8,850,000株（議決権数88,500個）に合算した総株式数は12,700,000株（議決権数127,000個）であり、これは、2021年3月16日以前6か月以内に払込みが行われた第三者割当による当社普通株式の発行のうち最も古い2020年12月16日の当社普通株式の発行の直前（2020年12月15日時点）の発行済株式総数16,227,207株に対して、78.26%（総議決権数154,346個の82.28%）（小数第3位を四捨五入）にあたります。そのため上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じることとなるため、東証の定める有価証券上場規程第432条の定めより、以下のいずれかの手続きが必要になります。

- a. 経営陣から一定程度独立した者（第三者委員会、社外取締役、社外監査役等）による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手
- b. 株主総会の決議など（勧告的決議を含む）の株主の意思確認

当社取締役会は、今回の増資が発行済株式数の約44.08%と大規模な希薄化が生じた、2021年3月16日以前6か月以内に実施された第三者割当により発行された当社普通株式3,850,000株（議決権38,500個）を本新株予約権の行使による最大交付株式数8,850,000株（議決権数88,500個）に合算した総株式数は12,700,000株（議決権数127,000個）であり、これは、2021年3月16日以前6か月以内に払込みが行われた第三者割当による当社普通株式の発行のうち最も古い2020年12月16日の当社普通株式の発行の直前（2020年12月15日時点）の発行済株式総数16,227,207株に対して、78.26%（総議決権数154,346個の82.28%）（小数第3位を四捨五入）にあたることなどから、既存株主への影響が著しく大きいものになると判断しており、第三者委員会等の独立機関ではなく、株主総会で株主の意思を確認した上で実施することが適当であると考えました。

なお、当社取締役会は当社が今後、事業拡大、収益拡大を推進していくことを課題として掲げております。そのためには、クラウドバンクの株式の追加取得により貸金事業、不動産業を拡大することで、現在の主要事業に収益の上積みが見込めることから、本件増資を行うことについてその必要性を認めることができると判断いたしました。この判断につきましては、当社の監査役3名（うち2名が社外監査役）が賛成の意見であることを確認しております。

また、本件増資の方法につきましても、新株予約権によって一度に希薄化が進むことなく段階的な出資によって増資を図ることに関して、かかる手法には、現在の弊社における財務政策としては十分な合理性があると判断いたしました。この判断につきましても、当社の監査役3名（うち2名が社外監査役）が賛成の意見であることを確認しております。

さらに、当社の監査役3名（うち2名が社外監査役）は、当社における本件増資に至る手続きについて、会社法、金融商品取引法その他関係法令及び東証の定める諸規則内規に係る諸手続きを履践して行われる予定であること、並びに本新株予約権については、取締役全員により決議をした上で決議を行うことを確認しており、さらに本第三者割当の発行手続きに関しても相当との意見を表明しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当は、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当増資に該当することとなります。このように本件増資は大規模な第三者割当に該当することから、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。そこで当社は、東証の定める規則に従い、2021年4月14日に開催予定の臨時株主総会において、株主の皆様から意思確認をさせていただき、その承認を得た上で本件増資を行うことといたしました。

なお、当社は、このように、株主の皆様からの意思確認の方法として最も直接的な方法である株主総会での承認をいただくことを増資の条件としたため、経営者から独立した第三者による意見の入手は予定しておりません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月
営業収益（注2） （うち受取手数料）	(千円) 4,885,788 (4,602,510)	4,023,999 (3,916,736)	4,074,876 (3,955,546)	3,538,149 (3,394,152)	4,626,312 (4,324,672)
経常利益 又は経常損失（ ）	(千円) 988,526	279,141	393,204	108,520	1,129,109
当期純利益又は当期純損失（ ）	(千円) 887,280	627,279	347,848	72,962	737,878
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円) -	-	-	-	-
資本金	(千円) 2,693,150	2,693,150	2,693,150	2,693,150	2,693,150
発行済株式総数	(千株) 16,227	16,227	16,227	16,227	16,227
純資産額	(千円) 5,706,970	4,715,695	5,065,127	5,134,317	5,901,287
総資産額	(千円) 25,587,075	23,463,017	23,119,329	18,373,520	19,641,898
1株当たり純資産額	(円) 369.69	309.28	332.20	336.74	382.28
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）	(円) 20.00 (円) (-)	- (-)	- (-)	- (-)	5.00 (-)
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失（ ）	(円) 57.48	40.90	22.81	4.79	47.92
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円) -	-	-	-	-
自己資本比率 （修正自己資本比率(注4)）	(%) 22.3 (%) (55.5)	20.1 (62.2)	21.9 (52.2)	27.9 (70.9)	30.0 (0.3)
自己資本利益率	(%) 14.1	12.0	7.1	1.4	13.4
株価収益率（注5）	(倍) -	-	9.0	32.6	3.6
配当性向（注6）	(%) -	-	-	-	10.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円) 912,489	85,258	6,091	27,153	1,358,802
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円) 4,460	28,598	15,039	11,067	112,698
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円) 321,646	382,000	16,411	7,825	25,265
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円) 2,825,405	2,500,011	2,504,075	2,480,686	3,977,215
従業員数	(人) 393	329	286	258	245
委託者資産保全措置率（注7）	(%) -	-	-	-	-
純資産額規制比率（注8）	(%) 793.4	381.5	443.0	513.2	587.8

回次	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月
株主総利回り (%)	84.7	62.2	48.4	37.8	42.6
(比較指標: TOPIX (東証株価指数)) (%)	(87.3)	(98.0)	(111.2)	(103.1)	(90.9)
最高株価 (円)	547	377	278	267	449
最低株価 (円)	355	266	190	107	135

最近6月間の月別最高・最低株価

月別	令和2年9月	令和2年10月	令和2年11月	令和2年12月	令和3年1月	令和3年2月
最高株価 (円)	174	169	163	171	161	171
最低株価 (円)	156	154	141	157	154	157

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る重要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 修正自己資本比率

$$\text{修正自己資本比率} = \frac{\text{純資産額}}{\text{総資産額}} \times 100$$

(委託者に係る(株)日本商品クリアリング機構または商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除く。)

5. 第44期と第45期の株価収益率は、当期純損失を計上しているため、それぞれ記載しておりません。

6. 第44期は当期純損失を計上しておりまた、第45期から第47期は無配であるため、配当性向を記載しておりません。

7. 委託者資産保全措置率

$$\text{委託者資産保全措置率} = \frac{\text{委託者資産保全措置額}}{\text{保全対象財産額}} \times 100$$

(商品先物取引業者である当社が委託者から預かった取引証拠金及び委託証拠金に、委託者の委託取引により発生した損益等を加減算した額から、(株)日本証券クリアリング機構に取引証拠金として預託された額のうち委託者に返還請求権がある額を控除した額)

なお、第44期以降の委託者資産保全措置率は、保全対象財産額がないため記載しておりません。

8. 純資産額規制比率は、商品先物取引法の規定に基づき同施行規則の定めにより算出したものであります。

9. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであります。

2【沿革】

年月	事項
昭和47年11月	第一商品株式会社と高津商事株式会社の新設合併（資本金78,200千円） 大阪市北区に本店設置、大阪化学繊維取引所、大阪三品取引所、神戸生絲取引所、大阪砂糖取引所の商品取引員の許可を取得
昭和48年11月	大阪穀物取引所商品取引員の営業権を取得。営業圏拡大を目的に姫路支店、広島支店、高松支店、和歌山支店、津支店の5支店開設
昭和51年8月	商品取引啓蒙を目的とした商品取引広報センター<ピスク>を開設
昭和54年9月	東京第一商品株式会社を吸収合併し、渋谷支店、千葉支店を開設。東京砂糖取引所、東京穀物商品取引所、東京ゴム取引所にそれぞれ商品取引員としての許可を取得
昭和55年1月	東京繊維商品取引所の営業権を取得。日本橋支店を設置
昭和55年6月	本店を渋谷支店に移転（大阪本店は大阪支店となる）
昭和56年6月	金地金の現物売買を開始
昭和57年3月	東京金取引所（現東京商品取引所、貴金属市場）に商品取引員としての許可を取得
昭和59年11月	東京金取引所、東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の三取引所合併により東京工業品取引所設立
昭和63年3月	総合情報センター（情報サービス部・電算部）を東京都文京区に設置
昭和63年12月	豊橋乾繭取引所に商品取引員としての許可を取得
平成2年2月	本店を東京都渋谷区神泉町10番10号に移転
平成4年10月	商品ファンド法に基づく第1次許可（運用法人）を取得
平成5年12月	名古屋穀物砂糖取引所（農産物市場）に商品取引員の許可を取得 名古屋繊維取引所（綿糸・毛糸市場）会員として加入
平成7年1月	神戸ゴム取引所（天然ゴム指数市場）に商品取引員としての許可を取得
平成7年5月	関門商品取引所（農産物市場）に商品取引員としての許可を取得
平成8年3月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成9年6月	大蔵省より金融先物取引業の許可を取得
平成11年4月	店頭サービス部を設置し、夜11時まで営業のイレブンサービスを開始
平成12年7月	店頭外国為替証拠金取引「チャレンジャー」の販売を開始
平成14年4月	あしたば商品株式会社を吸収合併（本社を含め、18事業所を展開）
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年4月	改正商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を受ける
平成17年7月	関東財務局長より金融先物取引業の登録を受ける（関東財務局長（金先）第20号）
平成17年10月	店頭外国為替証拠金取引（チャレンジャー）のホームトレード開始
平成17年12月	増資により資本金を26億9,315万円に変更
平成18年8月	当社の1単元の株式数を1,000株から100株に引き下げる
平成19年8月	本店を東京都渋谷区神泉町9番1号に移転
平成19年9月	金融商品取引法施行により関東財務局長より金融商品取引業の登録を受ける（関東財務局長（金商）第279号）
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
平成25年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
平成28年3月	店頭外国為替証拠金取引（チャレンジャー）事業の廃止による金融商品取引業の登録抹消
令和2年5月	株式会社オウケイウェイヴからOKプレミア証券株式会社の全株式を取得
令和2年7月	商品先物取引事業の一部事業を日産証券株式会社へ譲渡

（注）表中の商品取引所名は当時の名称で記載しております。

3【事業の内容】

当社グループは、金融商品取引及び商品先物取引の関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントであり、以下の業務を主業務としております。

(1) 商品先物取引

当社は、商品先物取引法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種の商品先物取引（商品先物取引法第2条第3項第1号から第4号に規定する現物先物取引、現金決済取引、指数先物取引及びオプション取引）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主業務とする商品先物取引関連事業を主たる事業としております。なお、当社が商品市場で行う各業務は、それぞれ商品先物取引法、同施行令、同施行規則など関連法令等による規制を受けております。

商品先物取引の概要

商品先物取引とは、将来の一定時期に商品及びその対価の授受を約する取引であり、その約束の期日以前に「転売・買戻し」（買付けたものは転売し、売付けたものは買戻す）することにより、その差金だけを授受して取引を結了することができる取引でもあります。なお、約束の期日までに「転売・買戻し」を行わない場合には売方は現物を引渡し、買方は総代金を支払い現物を引き取って取引を結了させることも出来ます。対象となる商品は、大量取引に適し、取引が自由で需給の予想が難しく、価格変動のある、エネルギー（原油等）、農産物（とうもろこし等）などです。

具体的には、商品先物取引の参加者（主として投機家）は、将来商品の価格が値上がりすると判断した時には商品先物取引業者を通じて市場で商品の買付けを行い、値下がりすると判断した時には売付けを行うこととなります。その後、予想どおりに商品の価格が変動した場合は将来の一定期日を待たずに、転売・買戻しを行い差金決済を行うことにより利益を得ることが出来ます（ただし、将来の価格について反対の予想をした取引参加者の場合は同人の損失となります。なお、取引の相手方が当社となる場合もあります。）。また、取引総代金3%程度（金標準取引の場合）の少額資金（証拠金）で取引が可能です。

かかる商品先物取引の特色から、商品先物市場においては、企業が資金の効率的運用、リスク回避の機会として利用するだけでなく、多数の一般投機家が、資金運用の対象として、少額資金で多額の利益を求めて参加するハイ・リスク、ハイ・リターンの取引が行われます。このような投機家の取引が、商品先物市場で行われる取引高の大きな割合を占めています。

取引参加者は、取引を行うことで商品先物取引業者に対して取引手数料を支払う必要があります。また、取引参加者は取引に必要な証拠金を商品先物取引業者に預託しますが、それらに関して様々な保全制度が取られております。（後述の「委託者債権の保全制度」を参照）

受託業務の内容

顧客より委託を受けて商品市場における取引を執行する業務であります。

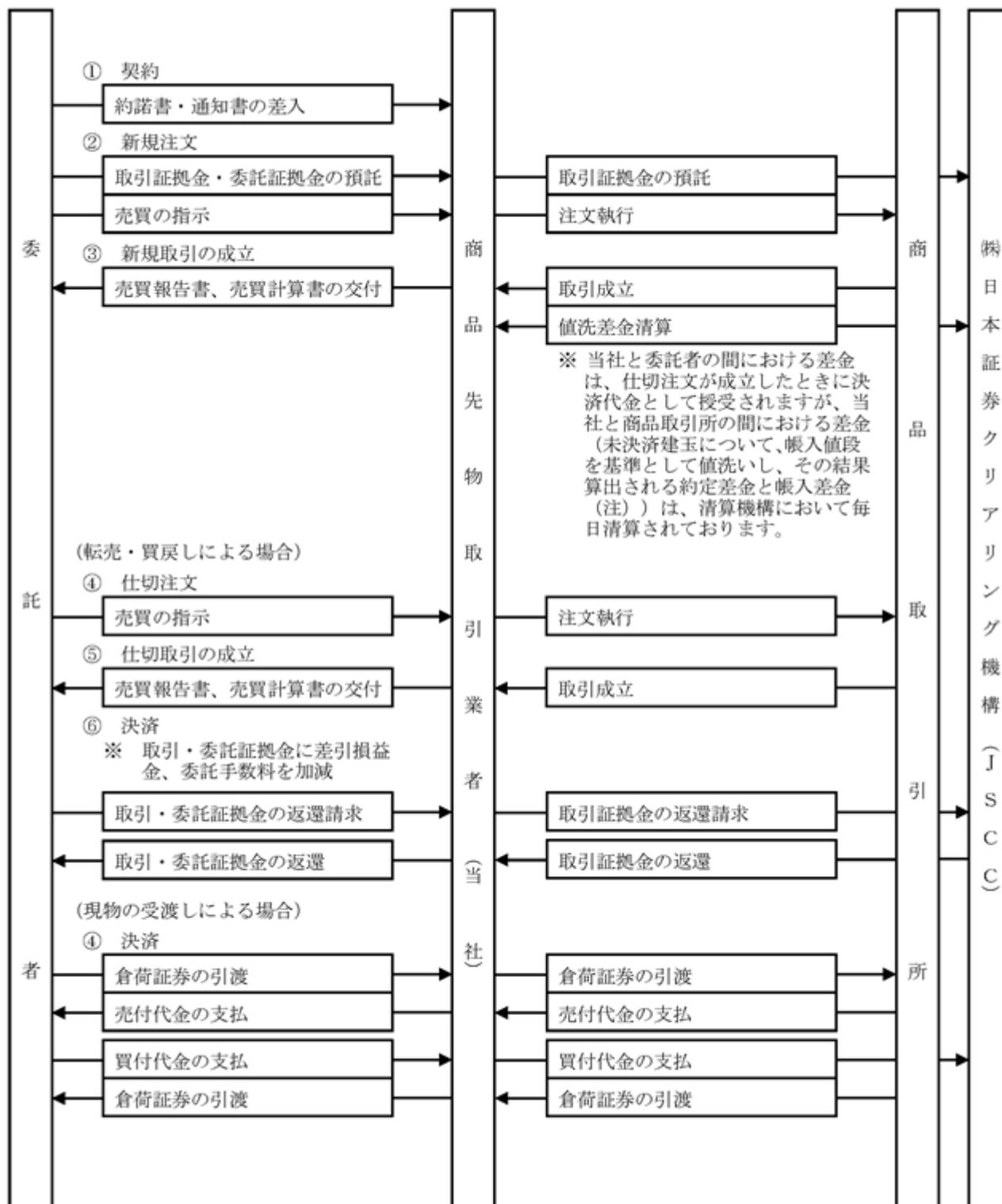
当社は、平成23年1月に施行された商品先物取引法の第190条第2項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から平成28年12月に商品先物取引業の許可更新を受けております。（許可番号：農林水産省「農林水産省指令28食産第3988号」、経済産業省「20161108商第10号」）

同法は、昭和42年の改正（昭和43年施行）により、それまでの登録制から許可制へ移行（3年間の経過措置）し、その後昭和50年には4年毎の許可更新制、さらに平成2年には資本の額及び組織形態による第1種・第2種の区分許可制が導入されましたが、平成17年5月施行の改正商品取引所法により第1種・第2種の区分は廃止となっております。現在では6年毎の許可更新制となっており、これにより許可業者の事業遂行体制の劣化防止がはかられております。

当社は、前身の共栄商事株式会社が昭和46年1月25日に最初の許可を取得して以降、商品先物取引業者として業務を行っております。

取引所名	(株)東京商品取引所	大阪堂島商品取引所
エネルギー市場		
中京石油市場		
農産物市場		
砂糖市場		
農産物・飼料指数市場		
水産物市場		
主な上場商品名	ガソリン、灯油、軽油、原油	米国産大豆、小豆、とうもろこし、米穀、粗糖、国際穀物等指数、冷凍えび

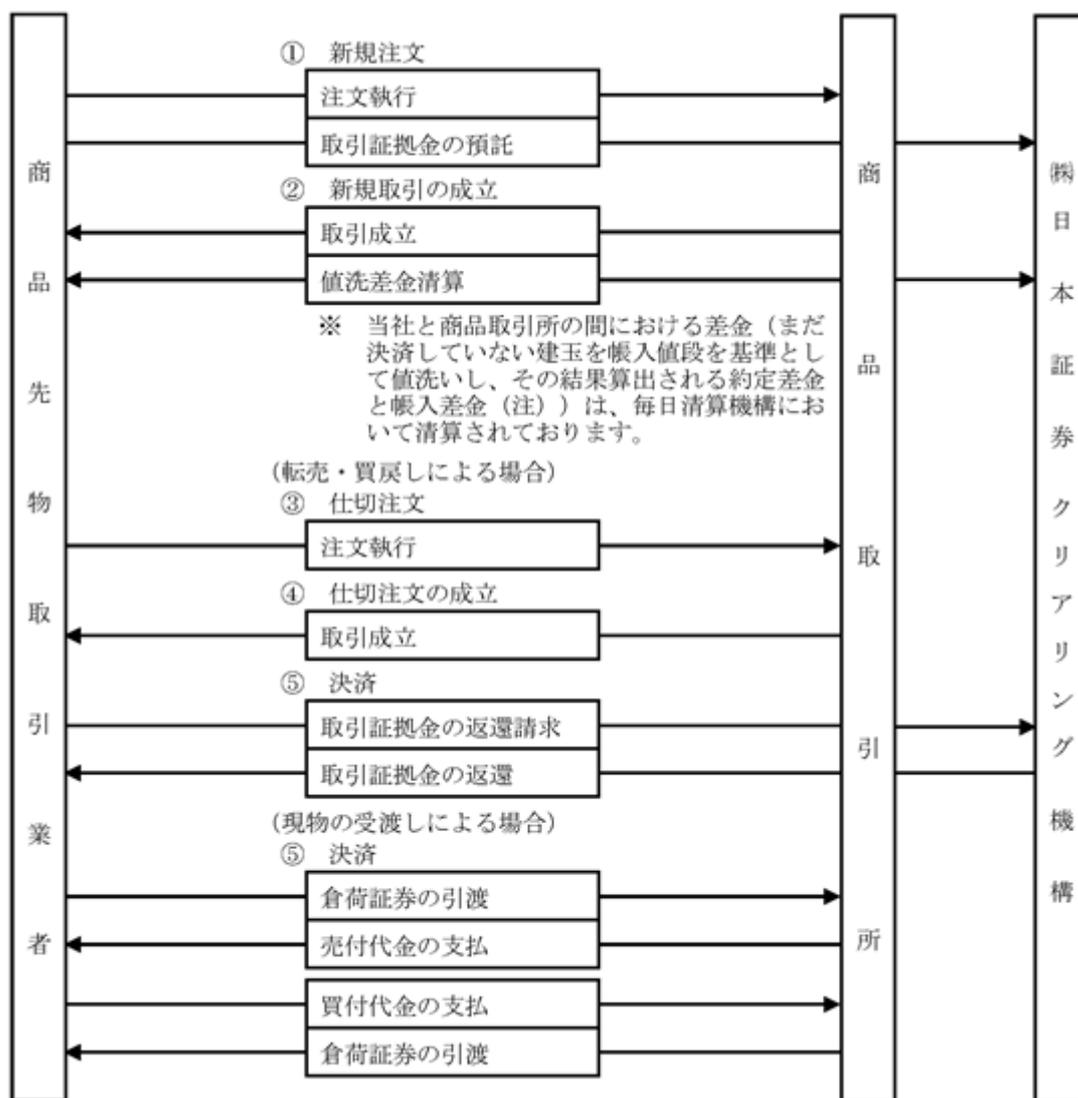
なお、受託業務の取引経路の概要は、次に図示するとおりであります。



自己売買業務の内容

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。

なお、自己売買業務の取引経路の概要は、次に図示するとおりであります。



（注）値洗い制度

商品取引所で、営業日毎に商品別、限月別に諸計算の基準となる帳入値段が決定されます。

商品取引所は、会員がその日に取引した約定値段をその日の帳入値段に引き直し（これによって生ずる差金が「約定差金」であります。）、前日の建玉についても、前日の帳入値段をその日の帳入値段に引き直し（これによって生ずる差金が「帳入差金」であります。）、日々会員との間で差金の受払をしており、会員の建玉は毎日その日の帳入値段に引き直され、限月毎のすべての売買約定が単一化されております。この制度が値洗い制度であります。

値洗い制度は、商品取引所の事務上の利便さがあるほか、決済の安全確保に効果があり、我が国の全ての商品取引所で採用されております。

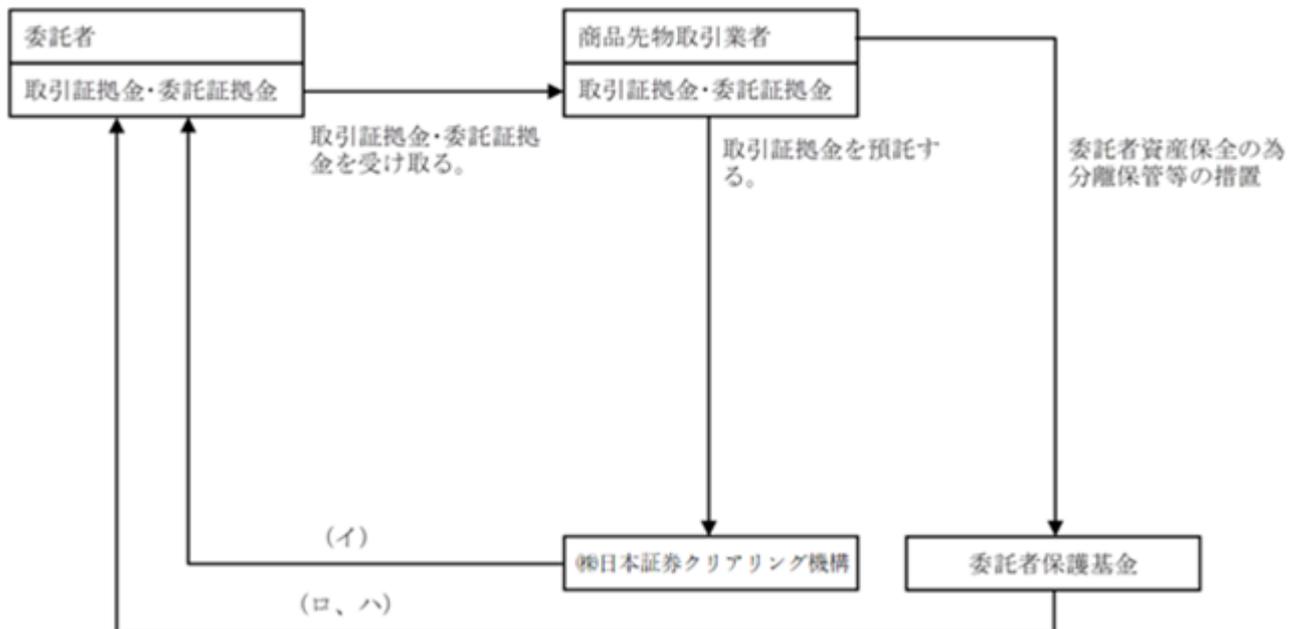
従たる業務の内容

主に、以下の各業務を行っております。

- ・ 貴金属の現物売買
金・白金等の貴金属の現物売買等を行っております。
- ・ その他
投資に関する情報提供等を行っております。

委託者債権の保全制度

商品先物取引業者に取引の担保として預託された委託者の資金（取引証拠金等）は、取引証拠金として(株)日本証券クリアリング機構（以下、「クリアリング機構」といいます。）に差し入れられるほか、商品先物取引法に定められた以下の保全措置がはかられています。



(イ) 取引証拠金制度

商品先物取引業者は、委託者が取引の担保として預託する取引証拠金をクリアリング機構に預託することを原則としております。

また、委託者が委託証拠金として預託した場合には、商品先物取引業者は、預託を受けた額以上の取引証拠金をクリアリング機構に預託します。

万が一、商品先物取引業者に債務不履行（違約）等が発生した場合、委託者は、クリアリング機構に預託されている取引証拠金に対して、クリアリング機構にその返還を直接請求することができます。

(ロ) 分離保管制度

商品先物取引業者は、委託者の資産を原則としてクリアリング機構に預託していますが、クリアリング機構に預託されたものを控除した委託者資産を保全する為、分離保管制度の核となっている委託者保護業務を行う会員組織の法人である委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金（以下、委託者保護基金）に加入が義務付けられております。

商品先物取引業者は、委託者保護基金への預託、委託者保護基金の保証、信託、銀行保証のいずれか方法により、委託者資産の保全措置が義務付けられております。

また、委託者保護基金は、商品先物取引業者が一般委託者に対する円滑な弁済が困難と認められたものに対し1千万円を限度とする支払業務や、資金の貸付等をおこなっております。

(八) 委託者資産の保全とペイオフ

委託者資産は、清算機構に預託されている取引証拠金と、委託者保護基金による保全措置により全額保全されていることとなります。

しかし、商品先物取引業者が、倒産等により、委託者が取引証拠金等の債権の弁済を商品先物取引業者から受けられない事態が発生し100%弁済されなかった場合、委託者保護基金が、弁済されなかった分について1千万円を限度として支払うペイオフ制度を適用します。

(2) 金融商品取引

当社グループにおいては、OKプレミア証券株式会社が、第一種及び第二種金融商品取引業者として業務を行うことができます。

証券取引所及び金融商品取引所の上場有価証券及び上場商品について、顧客の委託を受けて執行する受託業務及び自己の計算に基づき執行する自己売買業務を行うことができ、金融商品取引法、金融商品取引法施行令、金融商品取引業に関する内閣府令など関連法令等による規制を受けております。

主な商品：商品関連市場デリバティブ取引、日経225先物、くりっく365、株式(現物・信用)、外国株式など

(3) 貴金属地金の現物売買等

当社グループにおいては、当社が、金地金等の現物売買等を行っております。

(4) その他

当社グループにおいては、投資に関する情報提供等も行っております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和3年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
投資・金融サービス事業	73
合計	73

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満のため記載しておりません。

(2) 提出会社の状況

令和3年2月28日現在

従業員数(人)	平均年令(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
36	50.0	24.0	5,292,927

(注) 1. 年間平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2. 当社は、商品先物取引関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

3. 従業員数は、令和2年7月1日時点では244名でありましたが、早期退職募集による退職125名、事業譲渡による移籍68名、その他の退職者1名により減少しております。

(3) 労働組合の状況

当社に労働組合はなく、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、令和2年10月に、企業理念を「人と社会に貢献し、価値を創造する。」と致しました。これは今までの商品先物取引を中心に掲げた企業理念からの脱却を意味します。令和2年4月の第三者委員会の調査報告書の中の再発防止策等の提言にもあるように、当社にはステークホルダー不在の内向きかつ閉鎖的企業風土が情勢されていきました。今後はこれを改め、健全な組織風土を醸成してまいります。上場会社として正確な財務情報を開示し、単なる法令にとどまらず社会規範をも順守することで、人と社会に貢献してまいります。

同時に三つの指針も掲げております。常に人の役に立つために考え、行動しよう 広く社会の役に立つために視野を広げよう すべてのものごとへ感謝の気持ちで取り組もう、の3つであります。こうした経営理念及び指針を社内イントラネットのTOPページに掲げ、会社組織内の価値観として共有し、組織風土の改善をより強固なものといいたします。

(2) 経営戦略等

前述のとおり、当社は企業理念を「人と社会に貢献し、価値を創造する」と致しております。当社は、これまで築き上げた金ビジネスに新たな価値観を付加することで社会ニーズにお応えしていきます。情報発信力の強化や新商品の開発、グループ子会社を通じた投資チャネルの提供も強化してまいります。また、投資・金融サービス事業というカテゴリーにこだわることなく、人と社会に貢献することを念頭に新たな分野を開拓していくことも検討してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは投資・金融サービス事業の単一セグメントであり、市況の動向が収益に大きな影響を与える傾向があるため、適正な収益目標を立てることは困難であります。健全な財務基盤を確保するという観点から、商品先物取引業を営む会社の健全性を表す指標である純資産額規制比率を改善し向上させることに取り組んでおります。

(4) 経営環境

当社は令和2年7月、主力であった商品先物取引事業の大部分を譲渡したため、これ以降の手数料収入が大きく減少することが事実となったことから、経費を大幅に圧縮するなど、収益構造を再構築しております。さらに、令和2年5月にOKプレミア証券株式会社の全株式を取得、その後も増資により資本を増強したことで、信用取引高が増加し、収益も増大に向かっていきます。今後も当社グループ全体で、新たな事業の展開を模索してまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

内部管理体制とコンプライアンス意識の強化

2020年4月30日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、長年にわたり歴代の代表取締役らが主導して、回収不能となっていた貸付金の回収偽装及び証拠金残高が不足した委託者に対する未収入金債権の回収偽装による貸倒引当金戻入益の過大計上、並びにこれらの偽装に用いる資金を捻出するための広告宣伝費の架空計上等の不適切な会計処理が行われていたことが明らかになりました。

これらは、全社的なコンプライアンス意識の欠如、取締役会による業務執行に対する牽制や監督が適切に機能していなかったこと、監査役が適正な監視機能を果たしていたとは認められないこと、実効的な内部監査が行われていなかったことに起因しております。

当社は令和2年5月1日付で公表した再発防止策（改善措置）及び令和2年12月15日付で公表した改善計画・状況報告書（原因の総括と再発防止策の進捗状況）を踏まえた内部管理体制等の構築・運営を進める必要があります。さらに、コンプライアンス意識を強化するため、コンプライアンス委員会による恒常的な周知活動を継続していく必要があります。

新たな営業手法の導入や新規事業の開発による業績向上

当社グループは、当社の事業譲渡による営業収益の90%以上を占める貴金属先物事業の喪失、早期退職種募集等による従業員数の85%減少、本社を除く全営業店（10店舗）の閉鎖などにより従前の企業活動を継続することが困難な状況にあります。当該状況を解消するには、情報サービス等の特色ある営業手法などの導入により子会社であるOKプレミア証券株式会社の業績向上及び新規事業の開発によって当社グループの業績回復を図る必要があります。

金地金取引及び融資型クラウドファンディング事業取引を提供する新規事業展開

当社は、2020年11月30日開催の取締役会において、クラウドバンク株式会社（以下「クラウドバンク」といいます。）と資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）に関する資本業務提携契約書（以下「資本業務提携契約書」といいます。）を締結しました。両社は、今後、当社の「金の第一」ブランド及び

金取引に対するノウハウ並びにクラウドバンクグループのインターネット主体の顧客を基盤として、両社の事業シナジーの創出及び新規事業の検討・開発・実施をいたします。

また、当社子会社のOKプレミア証券に対して、クラウドバンクグループが有する融資型クラウドファンディング事業のノウハウの提供を実施いたします。具体的な事業提携に関しては、今後両社の協議により確定いたしますが、現状では、OKプレミア証券にクラウドバンクが展開する融資型クラウドファンディングのサービスを提供いただき、それをOKプレミア証券の顧客に販売することを考えております。

また当社の金地金取引に関しましては、投資単位を細分化した金地金の商品を日本クラウド証券と共同して開発し、日本クラウド証券の顧客に販売することを考えております。

これらの施策によりOKプレミア証券及びクラウドバンクグループの両社が強みを持つ顧客に対し、金地金取引及び融資型クラウドファンディング事業取引を提供する新規事業を展開していく予定です。

2【事業等のリスク】

事業の概況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

商品先物取引法（以下、法という）に基づく行政処分

法に基づき主務大臣（農林水産大臣又は経済産業大臣）の許可を受けた商品先物取引業者として、主務省所轄の取引所における上場商品の受託を行っております。法に違反すると、許可の取消しを受ける場合、許可更新の際に更新が受けられない場合及び業務改善命令を受ける場合があります。取引の受託ができない期間が長いほど、社会的信用が低下し、収益に対する悪影響は大きなものとなります。当社グループは、社内規定に基づく内部管理体制により、法令順守を重視した運営を行っています。

清算機関による破綻（違約）の認定

各取引所の各上場商品は、各種変動要因により価格が上下し、清算参加者は日々清算（値洗い）を行っています。期限までに清算機関（日本証券クリアリング機構（JSCC））に対して支払が行われず、支払不能と取扱われて破綻となった場合、当社の該当する全ての取引が停止されます。可能性としては、資金不足及びシステム障害による不慮の事故等が想定されます。当社は、商品先物取引業を営む会社の健全性を表す指標である純資産額規制比率の改善・向上に取り組んでいます。また、社内システム管理規則に基づき、システム障害の未然防止策を講じています。

連結子会社であるOKプレミア証券株式会社は、金融商品取引業を営む会社の健全性を表す指標である自己資本規制比率維持の規制が課されており、同比率に関し120%を下回ることのないようにする必要があります。詳細は「新規取得子会社に関連する事業等のリスク」に記載しております。

有価証券上場規程等の違反による制裁

当社は東京証券取引所のジャスダック市場に上場しております。有価証券上場規定に違反すると処分を受ける場合があります。悪質なケースでは上場廃止となる場合もあり、会社法、金融商品取引法、民法及び刑法等による責任について問われる場合もあります。当社グループは事業に関連する各種制度・法令改正の情報を日々のモニタリングや弁護士及び会計士等から収集を図り、必要に応じて適切なアドバイスを基に事前の対策を講じる体制を構築しています。

自主規制団体による制裁

当社は商品先物取引業者の自主規制団体である日本商品先物取引協会に加盟しており、受託業務管理規則等の業界自主規制ルールに抵触すると、制裁を受ける場合があります。悪質なケースでは過怠金が数千万円以上となる場合もあります。また、連結子会社であるOKプレミア証券株式会社は、日本証券業協会及び一般社団法人金融先物取引業協会に加盟しております。

当社グループは、自主規制団体の規則・ルール等を当社規定に基づく内部管理体制により、順守した運営を行っています。

紛議及び訴訟

当社はお客様第一主義を掲げ、無理な勧誘や取引の強要等を禁止するなど、コンプライアンスを尊重するように役職員を教育しております。基本的に法令、受託業務管理規則等に沿った取引であっても、現場において意思疎通を欠いたすると、お客様の苦情につながり、結果的に紛議となる場合があります。その場合、紛議解決のための協議和解金や訴訟の場合の支払い命令等により、費用が発生する場合があります。

なお、令和2年10月末において、商品先物取引の受託に関し、当社を被告とする損害賠償請求件数は11件（請求額563,599千円）となっております。

当社は、お客様と担当営業との意思疎通を密にとることでお互いの信頼関係を高め、紛議及び訴訟発生の未然防止に取り組んでいます。

法的規制等について

当社は商品先物取引法の規制を受けております。平成17年5月の改正商品取引所法、また平成23年1月の商品先物取引法の施行によって、制度やルールが変更され、規制強化の方向が打ち出されております。収益構造やコンプライアンスに対して、より緻密な経営が求められる現状であると認識しております。また、変更される制度やルールに対する迅速な対応として社内の管理体制、諸制度等の整備が必要であると同時に、企業統治の面からも、経営監視機能の強化が求められるものと考えております。

これまで改正の法及び各種制度・ルールの内容については、当社グループの経営や営業方針を大きく変更させるものではないと認識しておりますが、今後の展開によっては当社の経営成績に影響が出る場合があります。

また、当社は、商品先物取引法及び同施行規則に基づき、純資産額規制比率による制限が設けられています。純資産額規制比率とは、純資産額の、商品デリバティブ取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として主務省令で定めるところにより算出した額に対する比率であります。

当社の純資産額規制比率は令和3年1月末現在539.3%です。120%を下回る事態が生じた場合には、主務大臣は商品先物取引業者に対し商品先物取引業の方法の変更等を、また、100%を下回る場合には3ヶ月以内の期間の業務の停止を命じることができ、業務停止命令後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ、回復の見込みがないときは商品先物取引業者の許可を取り消すことができるとされています。当社は、純資産額規制比率を日々モニタリングし、リスクの未然防止に取り組んでいます。

連結子会社であるOKプレミア証券株式会社は金融商品取引法の規制を受けております。詳細は「新規取得子会社に関連する事業等のリスク」に記載しております。

当社が主力としてきた貴金属市場について

当社は東京商品取引所の貴金属市場を中心に事業を展開してまいりました。特に金価格の値動きが乏しい場合、また金に対して投資家の関心が後退した場合、受取手数料が大きく減少してまいりました。当事業年度の営業収益に占める貴金属市場の受取手数料は93.4%を占めております。

令和2年7月、東京商品取引所の貴金属市場等は大阪取引所へ移管されたものの、当社は第一種金融商品取引業者としての登録、及び大阪取引所の取引参加資格を得る見通しが立っておりません。当該移管の実施により、当社の手数料収入が大きく減少すると考えられ、企業規模縮小等、当社の収益構造を再構築するに至っております。

当社は、情報サービス等の特色ある営業手法などの導入により子会社であるOKプレミア証券株式会社の業績向上及び新規事業の開発によって当社グループの業績回復を図ってまいります。

新規取得子会社に関連する事業等のリスク

当社グループのOKプレミア証券は金融商品取引法に基づく金融商品取引業を営んでおり、主力業務としております証券事業は、株式市場のボラティリティ低下により取引参加者が減少し売買高が縮小する場合には、手数料収入等が減少する可能性があります。また、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、自己資本規制比率維持の規制が課されており、同比率に関し120%を下回ることのないようにする必要があり、これを維持できない場合は業務停止や金融商品取引業者の登録取消を命じられる可能性があります。令和3年1月末時点での同比率は230.3%と基準を上回っており、日々のモニタリングにより、同比率の大幅な低下の未然防止に取り組んでいます。

上場廃止リスク等について

(1) 特設注意市場銘柄指定及び上場契約違約金徴求の理由

当社は、株式会社東京証券取引所から以下の指摘を受けております。

第一商品株式会社（以下「同社」という。）は、2020年4月30日、同社における不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、同年5月1日に過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、同社では、長年にわたり歴代の代表取締役らが主導して、回収不能となっていた貸付金の回収偽装及び証拠金残高が不足した委託者に対する未収入金債権の回収偽装による貸倒引当金戻入益の過大計上、並びにこれらの偽装に用いる資金を捻出するための広告宣伝費の架空計上等の不適切な会計処理が行われていたことが明らかになりました。

その結果、同社は、2015年3月期から2020年3月期第3四半期までの決算短信等において上場規則に違反して虚偽と認められる開示を行い、2018年3月期及び2019年3月期では訂正によって各段階利益が赤字から黒字へ逆転することなどが判明しました。

こうした開示が行われた背景として、本件では主に以下の点が認められました。

- ・一連の不適切な会計処理は、取締役会長の意向を絶対視した代表取締役社長が主導して貸付金の回収偽装を開始し、これに続く歴代の代表取締役社長がそれを止めることなく引き継いだ上、架空の広告宣伝費を増額して未収入金債権の回収を偽装するまでに発展させるなど、経営トップのコンプライアンス意識が著しく欠知していたこと
- ・多額の貸付金の資金使途や回収遅延の経緯といった重要な議案の中身を取締役会で質疑した形跡がないなど、取締役会による業務執行に対する牽制や監督が適切に機能していたとは認められないこと
- ・監査役は、取締役会に出席するも、重要な意思決定に際して取締役による職務執行を牽制するような質問や指摘等を行った形跡がなく、適正な監視機能を果たしていたとは認められないこと
- ・内部監査を軽視する取締役会長の姿勢を受け、内部監査部門の人員は慢性的に不足し、長期間にわたり支店監査を実施した形跡もなく、書類の押印漏れといった表層的な指摘のみにとどまるなど、実効的な内部監査が行われていたとは認められないこと
- ・一部の役職員は広告宣伝費の異常性を認識しながら指摘や内部通報等を行うこともなく、複数の部署の担当者は代表取締役社長からの明らかに異常な指示に盲目的に従っていたなど、全社的にもコンプライアンス意識が著しく希薄であったこと

本件は、投資者の投資判断に相当な影響を与える開示が適切に行われていなかったものであり、同社の内部管理体制等については改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特設注意市場銘柄に指定することとします。

また、同社において、歴代の代表取締役社長が主導して長年にわたり不適切な会計処理が行われていたことを踏まえると、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を致損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることといたします。

(2) 特設注意市場銘柄指定日

2020年7月11日(土)

(3) 特設注意市場銘柄指定期間

2020年7月11日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、株式会社東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制等に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、その後の改善が見込まれる場合には、特設注意市場銘柄の指定を継続し、6ヶ月間改善期間が延長されます。なお、特設注意市場銘柄指定中であっても内部管理体制等の改善見込みがなくなると認められる場合には、上場廃止となります。

当社は、情報サービス等の特色ある営業手法などの導入により子会社であるOKプレミア証券株式会社の業績向上及び新規事業の開発によって当社グループの業績回復を図ってまいります。

(4) 上場契約違約金について

当社は、株式会社東京証券取引所より、上場契約違約金2,000万円の支払いを求められました。

(5) 今後の対応

当社は2020年5月1日付で再発防止策の骨子を策定および公表し、2020年12月15日付で改善計画・状況報告書(原因の総括と再発防止策の進捗状況)を公表しております。内部管理体制等を早急に整え、指定の解除が受けられるよう役職員が一丸となり、信頼回復に向けて、誠心誠意、最大限の努力を尽くしてまいります。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況について

当社グループは、当社の事業譲渡による営業収益の90%以上を占める貴金属先物事業の喪失、早期退職種募集等による従業員数の85%減少、本社を除く全営業店(10店舗)の閉鎖などにより、従前の企業活動を継続することが困難な状況にあり、株式会社東京証券取引所による特設注意市場銘柄指定により上場継続にも懸念が出ており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、情報サービス等の特色ある営業手法などの導入により子会社であるOKプレミア証券株式会社の業績向上及び新規事業の開発によって当社グループの業績回復を図ってまいります。また、2020年5月1日付で公表した再発防止策(改善措置)及び2020年12月15日付で公表した改善計画・状況報告書(原因の総括と再発防止策の進捗状況)にもあるように、内部管理体制等を早急に整えます。特にコンプライアンス意識を強化するため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス研修を開催するなど恒常的な周知活動を開始しており、継続してまいります。特設注意市場銘柄指定による上場廃止を回避できるよう役職員が一丸となり、信頼回復に向けて、誠心誠意、最大限の努力を尽くしてまいります。

一方で、当社グループは当第3四半期連結会計期間末日に現金及び預金として23億円保有し、純資産も約56億円となっており、コスト削減の効果も第3四半期は早期退職により人件費負担が減少、また第4四半期には本店を除く店舗の家賃負担がなくなったことで大幅に軽減したことから、当面の事業の展開・継続を図るに十分な現金及び預金を有しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

証券取引等監視委員会による開示検査について

当社は、証券取引等監視委員会より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けております。当社は、この事実を真摯に受け止め、開示検査に協力しておりますが、今後、開示検査の結果によっては、当社は課徴金納付等の行政処分を受けることとなり、当社グループの業績及び財政状態に影響が生じる可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第48期事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当期における世界経済は、2月にNYダウが29,500ドルを超えて史上最高値を更新したものの、米中貿易摩擦の激化に加え、新型コロナウイルス感染症の被害拡大でサプライチェーンの寸断が進み、各国で経済が停滞し始めました。我が国経済もこの世界経済停滞の影響により、緩やかな拡大を続けてきた景気が減速に転じ始めています。

国内商品先物市場における金の市況については、世界経済の停滞感から安全資産としての金に投資資金が集まり、9月前半には1グラム5,300円を超えました。その後値動きは小康状態となりましたが、年末以降、米国の利下げや新型コロナウイルス感染症の被害拡大による不安感から、2月後半には一時1グラム5,913円と上場来高値を更新し、1日の売買高が20万枚を超える日も出るなど、人気に拍車がかかりました。

白金の市況については、8月末から9月初めにかけて、中国の国内主要都市の自動車購入規制緩和見通しや、パラジウムとの価格差を意識した買いなどが入り、1グラム3,400円台まで急伸しました。その後1グラム3,000円台まで値を戻しましたが、12月中旬以降、南アフリカの計画停電や米国の利下げにより、1月には1グラム3,600円台まで上昇したものの、新型コロナウイルス感染症による世界経済の停滞懸念により、3月中旬には一時1グラム2,000円割れまで急落しました。

国内商品先物市場においては、貴金属市場は売買高が回復しましたが、原油を中心とするエネルギー市場等が低迷したことから、当期における国内商品取引所の総売買高（金先物オプション取引等を含む）は43,413千枚で、前年同期比1.9%の増加となりました。

当社においては、主力商品である金標準取引の当期における委託売買高は310千枚で前年同期比10.0%の増加、準主力商品である白金標準取引の委託売買高が135千枚で前年同期比51.6%の増加となり、全商品の総委託売買高は450千枚で前年同期比19.2%の増加となりました。

この結果、当期の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

当期末の資産合計は、前期末に比べ1,268百万円増加し、19,641万円（前期比6.9%増）となりました。

当期末の負債合計は、前期末に比べ501百万円増加し、13,740百万円（前期比3.8%増）となりました。

当期末の純資産合計は、前期末に比べ766百万円増加し、5,901百万円（前期比14.9%増）となりました。

b. 経営成績

当期の経営成績は、営業収益4,626百万円（前期比30.8%増）、営業利益1,106百万円（前期は66百万円の利益）、経常利益1,129百万円（前期比940.5%増）、当期純利益737百万円（前期比911.3%増）となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症による当期の事業活動への影響は特段ありませんでしたが、当該感染症の世界的な被害拡大については、商品市況へ一定の影響を与える可能性はあり、また今後の当社の業績への影響は合理的には見通せない状況となっております。

キャッシュ・フローの状況

当期における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前年同期に比べ1,496百万円増加し、当期末には3,977百万円となりました。なお、当期におけるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当期において営業活動の結果得られた資金は1,358百万円（前年同期末27百万円の支出）となりました。これは主に、税引前当期純利益の増加によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当期において投資活動の結果得られた資金は112百万円（前年同期末11百万円の収入）となりました。これは主に投資有価証券の売却による収入等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当期において財務活動の結果得られた資金は25百万円（前年同期末7百万円の支出）となりました。これは主に自己株式の売却による収入等によるものであります。

商品先物取引関連事業

イ．当事業年度における営業収益は次のとおりであります。

1) 受取手数料

区分	金額（千円）	前年同期比（％）
商品先物取引		
現物先物取引		
貴金属市場	4,318,808	127.6
ゴム市場	2,688	49.3
農産物・砂糖市場	973	115.0
農産物市場	43	20.0
エネルギー市場	391	30.7
小計	4,322,905	127.4
現金決済先物取引		
エネルギー市場	1,767	83.3
小計	1,767	83.3
商品先物取引計	4,324,672	127.4
合計	4,324,672	127.4

（注）1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2．委託者の実現損益や含み損益は、対象商品の価格の変動によって左右されるべきものであります。

2) 売買損益

区分	金額（千円）	前年同期比（％）
商品先物取引		
現物先物取引		
貴金属市場	22,419	721.6
小計	22,419	721.6
商品先物取引計	22,419	721.6
商品売買損益	324,059	230.0
合計	301,639	209.5

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

ロ．当社の商品先物取引の売買高に関して当事業年度の状況は次のとおりであります。

1) 商品先物取引の売買高の状況

市場	委託（枚）	前年同期比（％）	自己（枚）	前年同期比（％）	合計（枚）	前年同期比（％）
現物先物取引						
貴金属市場	447,465	120.0	4,801	54.3	452,266	118.5
ゴム市場	1,355	49.1	-	-	1,355	49.1
農産物・砂糖市場	599	108.1	-	-	599	108.1
農産物市場	36	116.1	-	-	36	116.1
エネルギー市場	207	30.3	-	-	207	30.3
小計	449,662	119.3	4,801	54.3	454,463	117.8
現金決済先物取引						
エネルギー市場	931	80.5	-	-	931	80.5
小計	931	80.5	-	-	931	80.5
合計	450,593	119.2	4,801	54.3	455,394	117.7

（注）1．主な商品別の委託売買高とその総委託売買高に対する割合は、次のとおりであります。

取引所名	銘柄名	前事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)		当事業年度 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)	
		委託売買高 (枚)	割合(%)	委託売買高 (枚)	割合(%)
東京商品取引所	金	282,356	74.7	310,711	69.0
東京商品取引所	白金	89,526	23.7	135,761	30.1
東京商品取引所	ゴム(RSS3)	2,700	0.7	1,351	0.3
東京商品取引所	原油	1,156	0.3	931	0.2
東京商品取引所	銀	631	0.2	672	0.1
東京商品取引所	とうもろこし	436	0.1	595	0.1
東京商品取引所	パラジウム	422	0.1	321	0.1
東京商品取引所	ガソリン	513	0.1	198	0.0
大阪堂島商品取引所	新潟コシ	7	0.0	36	0.0
東京商品取引所	灯油	171	0.0	9	0.0
東京商品取引所	小豆	99	0.0	-	-

2．商品先物取引における取引の最低単位を枚と呼び、例えば金1枚は1kg、とうもろこし1枚は50tというように1枚当たりの数量は商品ごとに異なります。

ハ．当社の商品先物取引に関する売買高のうち当事業年度末において反対売買等により決済されていない建玉の状況は次のとおりであります。

1) 商品先物取引の未決済建玉の状況

市場	委託(枚)	前年同期比 (%)	自己(枚)	前年同期比 (%)	合計(枚)	前年同期比 (%)
現物先物取引						
貴金属市場	14,361	59.6	-	-	14,361	59.6
ゴム市場	56	193.1	-	-	56	193.1
農産物・砂糖市場	63	105.0	-	-	63	105.0
農産物市場	1	33.3	-	-	1	33.3
エネルギー市場	2	13.3	-	-	2	13.3
小計	14,483	59.9	-	-	14,483	59.8
現金決済先物取引						
エネルギー市場	77	226.5	-	-	77	226.5
小計	77	226.5	-	-	77	226.5
合計	14,560	60.1	-	-	14,560	60.1

(注) 未決済建玉数は、未決済の売建玉枚数と買建玉枚数の合計であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表作成にあたりまして、会計記録が適切であり、当社の役員及び内部統制上重要な役割を有する従業員による、財務諸表に重要な影響を与える違法または不正な行為がないことを十分に調査し、当社監査人たる監査法人アリアに必要な帳簿、証憑等を提示しております。

また、時価が著しく下落した有価証券及び実質価値が著しく下落した市場価格がない株式及び評価額が著しく下落した不動産につきましては、必要な減損処理をすると共に、取り立て不能のおそれのある債権につきましては、必要と認められる額の引当金を計上しております。

さらに、無担保未収金や貸付金について債務者と取り交わした弁済計画書等による回収予定が滞った場合等は適宜、引当金の追加計上を行う考えであります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

当期末の総資産は、主に商品先物市場において、当社主力商品である金標準先物及び白金標準先物が新型コロナウイルスによる世界経済への不安により、価格変動が増大したことで投資家の取引意欲が高まって取引が増加(金標準先物:前期比10.0%増、白金標準先物:前期比51.6%増)したことに伴い預り証拠金(現金)も増加し、現金及び預金の増加(1,496百万円)などにより、1,268百万円増加し、19,641百万円(前年同期比6.9%増)となりました。

負債は、上記のような当社の売買高の増加に伴う預り証拠金の増加(452百万円)などにより、501百万円増加し、13,740百万円(前年同期比3.8%増)となりました。

純資産合計は、当期純利益737百万円の計上等により、766百万円増加し5,901百万円(前年同期比14.9%増)となりました。

2) 経営成績

上記のような当社の売買高の増加に伴い受取手数料は4,324百万円(前年同期比27.4%増)で売買損益は301百万円(前年同期比109.5%増)となり、営業収益は4,626百万円(前年同期比30.8%増)となりました。広告宣伝費や人件費等、経費抑制は継続して行っており、営業利益は1,106百万円(前年同期比16.6倍)となりました。経常利益については1,129百万円(前年同期比940.5%増)となりました。また、商品取引責任準備金の戻入額165百万円と繰入額168百万円との差引損失分が3百万円、投資有価証券売却益が74百万円、特別調査費用引当金繰入額が172百万円、固定資産の減損損失が37百万円となっており、当期純利益は737百万円(前年同期比911.3%増)となりました。

3) キャッシュ・フローの状況

当期における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、上記のような当社の売買高の増加に伴い、前年同期に比べ1,496百万円増加し、当期末には3,977百万円となりました。その他詳細につきましては、

「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績に重要な影響を与える要因としましては、当商品先物業界において平成17年5月の改正商品取引所法により、制度やルールが大幅に変更され、規制強化の方向が打ち出されたことが挙げられます。そして平成19年9月の改正商品取引所法の施行を経て、平成21年7月には商品取引所法が商品先物取引法に改定され、三段階に分けて施行されることとなりました。平成23年1月に施行された商品先物取引法においては不招請勧誘の禁止等が織り込まれ、平成27年6月の改正商品先物取引法施行規則の施行により一部規制緩和が行われたものの、各商品先物取引業者は今まで以上に法令・諸規則の理解を深めるとともに、より高いレベルの内部監査体制が求められると考えております。

c. 資本の財源及び資金の流動性

当社の資金需要のうち主なものは、販売費及び一般管理費等の営業費用、自動車買替による固定資産の取得費、金地金取引に係る仕入代金であります。

商品先物取引業者は、商品先物取引法の定めに基づき、純資産額規制比率を120%以上に保つことが義務付けられており、当社はこれを遵守するとともに、健全な財務基盤の確保を重視しております。運転資金及び設備資金全般につきましては、主に内部資金から資金調達をしております。なお、当期末日現在における借入金の残高はありません。

d. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

商品先物取引業者は、商品先物取引法の定めに基づき、純資産額規制比率を120%以上に保つことが義務付けられています。前期末においては513.2%、当期末においては当期純利益の計上により587.8%となっております。商品市場における相場等に係る変動その他の理由により、商品先物取引業者の財務状況が急激に悪化等した場合においても、商品先物取引業者の経営の安定性確保、顧客保護の観点から、リスクに見合った純資産額を維持しなければなりません。当社におきましては、収益力を強化することで純資産額を増加させ、適正以上の純資産額を維持するよう努めてまいります。

第49期第3四半期連結累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)

当第3四半期連結累計期間におきましては、全世界的な新型コロナウイルス感染症の拡がりによる今後の世界経済への不透明感はあるものの、各国の中央銀行が通貨供給量を増やしており、株式市場や金市場などにおいてボラティリティの高まりを見せました。国内においては、戦後最長と思われていた景気回復が幻のものとならざるを得なくなったばかりか、景気が一時的に後退しているものと思われまます。

当社グループにおきましては、第2四半期に当社の商品先物取引事業の大部分を譲渡したことから、それ以降は金融商品取引及び貴金属地金の現物売買などに注力することとなり、当第3四半期連結累計期間における受取手数料は580百万円となりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

資産合計は、9,377百万円となりました。これは主に事業譲渡により商品先物取引に係る当社の差入証拠金等が9,729百万円減少した一方、令和2年5月25日付で取得した連結子会社に係る証券業における短期差入証拠金等が3,284百万円、投資有価証券が1,406百万円となったことによるものであります。

負債合計は、3,694百万円となりました。これは主に事業譲渡により商品先物取引に係る当社の預り証拠金が9,623百万円減少した一方、子会社に係る証券業における受入保証金等が3,122百万円となったことによるものであります。

純資産合計は、5,682百万円となりました。これは主に増資で資本金2,979百万円、資本剰余金2,928百万円となりましたが、利益剰余金が97百万円となったことによるものであります。

b. 経営成績

営業収益は740百万円となりました。経費抑制は継続して行ったものの収益減少分を補えず、営業損失は1,130百万円となりました。経常損失については1,141百万円となりました。また、事業整理損失引当金繰入額360百万円(早期退職費用分約313百万円、事業所廃止費用等約47百万円)、上場契約違約金20百万円が特別損失で計上され、事業譲渡益793百万円、退職給付に係る負債戻入額73百万円が特別利益で計上され、親会社株主に帰属する四半期純損失は630百万円となりました。

なお、当社は令和2年5月にOKプレミア証券株式会社を完全子会社化し、第1四半期より、同社を連結子会社とする連結決算に移りましたが、みなし取得日を第1四半期連結会計期間末日としているため、被取得企業である同社の第1四半期の業績に関しては、第3四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書には含まれておりません。

新型コロナウイルス感染症につきましては、当社グループの対面営業活動への影響が考えられますが、世界的な被害状況が市況に一定の影響を与える可能性もあり、今後の当社グループの業績への影響は合理的には見通せない状況となっております。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、令和2年5月25日開催の取締役会において、株式会社オウケイウェイブとの間で、株式会社オウケイウェイブの完全子会社であるOKプレミア証券株式会社の株式の全部を会社が取得することを決議し、同日株式譲渡契約を締結しています。

その他詳細は、第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（重要な後発事象）に記載のとおりであります。

(1) 株式の取得契約

当社は、令和2年5月25日開催の取締役会において、株式会社オウケイウェイブとの間で、株式会社オウケイウェイブの完全子会社であるOKプレミア証券株式会社の株式の全部を会社が取得することを決議し、同日株式譲渡契約を締結いたしました。

詳細は「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

(2) 事業の一部譲渡契約

当社は、令和2年5月28日開催の取締役会において、商品先物取引業の一部事業（東京商品取引所（TOCOM）エネルギー市場及び大阪堂島商品取引所（ODE）での取扱商品を除く商品先物取引業。）を日産証券株式会社へ譲渡することについて決議し、同日に当該譲渡契約を締結いたしました。

(3) 行政処分

当社は、令和元年12月3日より実施された農林水産省及び経済産業省（以下「監督官庁」という。）の商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第157条第1項及び第231条第1項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第16条第1項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）の結果、令和2年8月7日、監督官庁より、行政処分が通知されました。

詳細は「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

(4) 資本業務提携

当社は、2020年11月30日開催の取締役会において、クラウドバンク株式会社（以下「クラウドバンク」といいます。）に関する資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）に関する資本事業提携契約書（以下「資本事業提携契約書」といいます。）の締結及びクラウドバンクの株主であるC B戦略1号投資事業有限責任組合（以下「C B1号ファンド」といいます。）を割当先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）について決議いたしました。

クラウドバンクとの本資本業務提携の概要は、以下の通りです。

資本提携の内容

当社は、本資本業務提携に基づき、クラウドバンクの発行済株式の11株を取得するとともに、クラウドバンクの6.75%の普通株式を所有するC B1号ファンドに対して第三者割当の方式により当社新株式3,850,000株を割り当てることを決定しました。なお本資本業務提携に係る資本事業提携契約書には以下の追加取得条項が付されており、追加取得を行う場合の相手先はC B1号ファンドとなる予定であり、現在C B1号ファンドは11株を保有するのみであります。金田氏が本件取引後も保有する22株が金田氏よりC B1号ファンド譲渡されたのちに、当社とC B1号ファンドとの追加取得がなされる予定です。

a. 追加取得条項の内容

資本事業提携契約書締結日から令和3年3月31日までの期間に、クラウドバンクのクラウドバンキング事業における2021年3月期のクラウドバンクの管理会計上の連結営業収入（クラウドバンクグループ間取引の連結消去前）が939,730,000円以上及びクラウドバンクの顧客数が36,000人以上となった場合には以下の条件で、それ以外の場合は以下の条件でC B1号ファンドからクラウドバンクの普通株式を譲り受けることとします。

条件

譲受株式の数	22株（譲受け後の当社の保有比率（前項のC B1号ファンドの現物出資によって当社が取得するクラウドバンク株式と併せて）：20%）
譲受株式の金額	1株につき61,349,693円
譲受価額の総額	1,349,693,246円

条件

譲受株式の数	22株（譲受け後の当社の保有比率（前項のC B1号ファンドの現物出資によって当社が取得するクラウドバンク株式と併せて）：20%）
譲受株式の金額	1株につき52,150,000円
譲受価額の総額	1,147,300,000円

業務提携の内容

両社は、今後、当社の「金の第一」ブランド及び金取引に対するノウハウ並びにクラウドバンクグループのインターネット主体の顧客を基盤として、両社の事業シナジーの創出及び新規事業の検討・開発・実施をいたします。

また、当社子会社のOKプレミア証券に対して、クラウドバンクグループが有する融資型クラウドファンディング事業のノウハウの提供を実施いたします。具体的な事業提携に関しては、今後両社の協議により確定いたしますが、現状では、OKプレミア証券にクラウドバンクが展開する融資型クラウドファンディングのサービスを提供いただき、それをOKプレミア証券の顧客に販売することを考えております。

また当社の金地金取引に関しましては、投資単位を細分化した金地金の商品を日本クラウド証券と共同して開発し、日本クラウド証券の顧客に販売することを考えております。

これらの施策によりOKプレミア証券及びクラウドバンクグループの両社が強みを持つ顧客に対し、金地金取引及び融資型クラウドファンディング事業取引を提供する新規事業を展開していく予定です。

a. 業務提携の内容

当社が、クラウドバンクの商品、サービス等について、当社及び当社のグループ会社の有するブランド、金取引に対するノウハウ及び対面営業主体の顧客という経営資源を生かし、クラウドバンクの収益向上に向け協力すること。

クラウドバンクが、当社の商品、サービス等について、クラウドバンク及びクラウドバンクのグループ会社が有する融資型クラウドファンディング事業のノウハウ及びインターネット主体の顧客資源を生かし、当社の収益向上に向け協力すること。

その他、当社及びクラウドバンクの企業価値を最大化するために、当社及びクラウドバンクが相互に協力し、お互いの利益となるように務めること。

b. 役員派遣の内容

資本業務提携を実現するため、当社の取締役として、資本業務提携契約書に記載する候補者のうち、1名ないし2名が取締役として選定されるように、株主総会の招集及び開催を行う予定であります。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当期は重要な設備投資はありません。

なお、当期中に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

また、当社グループは、金融商品取引及び商品先物取引関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントのため、セグメント情報は記載していません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

令和2年9月30日現在

事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額				従業員数 （人）
		建物 （千円）	車両 （千円）	土地 （面積㎡）	合計 （千円）	
本社（東京都渋谷区）	営業設備	57,204	4,497	- （-）	61,701	60

（注）帳簿価額の金額には消費税等を含めておりません。

令和2年7月20日における、日産証券株式会社に対する商品先物取引業の一部事業譲渡に伴い、本社を除く全営業店（10店舗）を閉鎖しております。

(2) 国内子会社

令和2年9月30日現在

事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額				従業員数 （人）
		建物 （千円）	車両 （千円）	土地 （面積㎡）	合計 （千円）	
OKプレミア証券 （連結子会社・東京都港区）	同上	2,278	0	- （-）	2,278	37

（注）帳簿価額の金額には消費税等を含めておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,128,000
計	50,128,000

【発行済株式】

種類	発行数(株) (令和3年1月15日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	20,077,207	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社の単元株式数は100株であります。
計	20,077,207	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
令和2年12月16日 (注)	3,850,000	20,077,207	286,825	2,979,975	286,825	2,916,395

(注)有償第三者割当

発行価格 149円
資本組入額 74.5円
主な割当先 C B戦略1号投資事業有限責任組合

(5)【所有者別状況】

令和3年1月15日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	21	37	21	24	4,840	4,944	-
所有株式数(単元)	-	1,240	11,249	56,202	4,372	1,159	126,524	200,746	2,607
所有株式数の割合(%)	-	0.62	5.60	28.00	2.18	0.58	63.03	100.00	-

(注) 1. 自己株式790,026株は、「個人その他」7,900単元、「単元未満株式の状況」26株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

令和3年1月15日現在

氏名または名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
C B戦略1号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区初台1-52-1-1107	3,850	19.96
株式会社ムラサキ	東京都世田谷区奥沢2-31-15	1,546	8.02
本田 求	兵庫県芦屋市	1,235	6.40
勝 えり子	千葉県市川市	1,061	5.50
村崎 稔	東京都世田谷区	486	2.52
S B I証券株式会社	東京都港区六本木1-6-1	256	1.33
永島ジェームス史也	東京都港区	249	1.29
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	226	1.17
清原 宏昌	三重県伊賀市	216	1.12
中村 愛弓	東京都世田谷区	216	1.12
計	-	9,343	48.44

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

令和3年1月15日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 790,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,284,600	192,846	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,607	-	-
発行済株式総数	20,077,207	-	-
総株主の議決権	-	192,846	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式2,000株(議決権の数20個)が含まれております。

【自己株式等】

令和3年1月15日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 第一商品株式会社	東京都渋谷区神泉町 9番1号	790,026	-	790,000	3.93
計	-	790,026	-	790,000	3.93

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株の買取請求による買取)	-	-	84	14
保有自己株式数	789,942	-	790,026	-

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な課題として認識し、財務内容及び今後の事業展開を勘案しつつ、安定的配当を継続して行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回、期末に行うことを基本方針としております。また、剰余金の配当の決定は株主総会決議によります。

当事業年度の配当につきましては、業績の黒字化を踏まえ検討した結果、令和2年6月26日の定時株主総会決議により、1株当たり5円、総額77百万円とさせていただきます。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は2020年5月にOKプレミア証券株式会社を完全子会社化し、当社グループ全体としては商品デリバティブ取引等の各種金融商品を主力として業務を営んでまいります。特にデリバティブ取引については、商品先物取引法及び金融商品取引法によって営業行為等が規制されており、通常の企業統治の課題に加え、これら業務上特有の法規制のもと、的確な内部監査体制の構築が必要となります。当社グループは、コンプライアンスの徹底に注力し、さらなる株主価値の安定的な拡大、適正・迅速なIR活動を重視し、健全かつ効率的な企業経営を心がけ、経営意思決定の透明性向上と経営監視機能の強化に取り組んでまいります。2020年4月の第三者委員会調査報告書の結語における指摘のとおり、属人的統治からルールによる統治へ移行していけるよう、社内体制を整えてまいります。取締役による経営方針の策定や重要な意思決定に対して社外からの監視強化のため、コンプライアンス委員会を設置し、社外取締役を委員長として社外からの監視を強化し、コンプライアンスの徹底・強化に向けた活動を主導するため外部専門家を含めたコンプライアンス委員会となるよう改善を行ってまいります。

企業統治の体制の概要 及び 当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は監査役会設置会社であります。会社の機関として取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する旨、定款に定めております。各役員は当社に対し善管注意義務等を負っております。

ａ．取締役会

取締役会は、重要な経営判断を行うために設置され、法令または定款に定める決議事項および社内規程等に定める経営上重要な事項等を決議することができます。取締役は株主総会にて選任され、提出日現在5名（氏名は「(2)役員の状況」を参照、社外取締役1名(弁護士)含む、代表取締役社長は木村 学）で構成されており、善管注意義務を負っています。社長が取締役会の議長を務め、代表取締役は取締役会決議で選定される旨、定款に定めております。また、取締役会は、執行役員を選任し、取締役会の決定した会社の業務執行を行わせることもできます。令和2年4月の第三者委員会による調査報告書でも指摘されているとおり、監視・監督機能の強化が必要であり、弁護士の方を新任で社外取締役にお迎えしております。

ｂ．監査役

監査役は、取締役の職務執行を監査し企業の健全性を確保するために設置されています。法令または定款に定める権限および社内規程等に定める権限等により監査を行うことができます。監査役は株主総会にて選任され、提出日現在3名（氏名は「(2)役員の状況」を参照、社外監査役2名含む）となっており、善管注意義務を負っています。令和2年4月の第三者委員会による調査報告書でも指摘されているとおり、監視・監督機能の強化が必要であり、新任2名の方を社外監査役にお迎えしております。

ｃ．監査役会

監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、決議をするために設置されています。ただし各監査役の権限の行使を妨げることはできません。監査役会は全ての監査役に組織され、その決議により監査役の中から議長を定めます。中立性保持のため、その半数以上が社外監査役でなければなりません。法令または定款に定める権限および社内規程等に定める権限等により、監査に関する重要な事項について報告等を受けることができます。

ｄ．会計監査人

会計監査人は、計算書類等の会計監査を行うために設置され、株主総会にて選任されます。主に財務報告書類の会計監査等を行うことを主な職務・権限としています。また、内部統制の有効性の評価等も行っております。

ｅ．コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、社内のコンプライアンスチェック、モニタリング、是正措置・再発防止策等の策定、コンプライアンス研修の計画・実施及び内部通報制度の管理運営を主な活動とし、それらの状況等を取締役会へ報告しております。コンプライアンス委員長は社外取締役である川戸淳一郎弁護士が務め、委員として外部の有識者である大下良仁弁護士が就任しております。

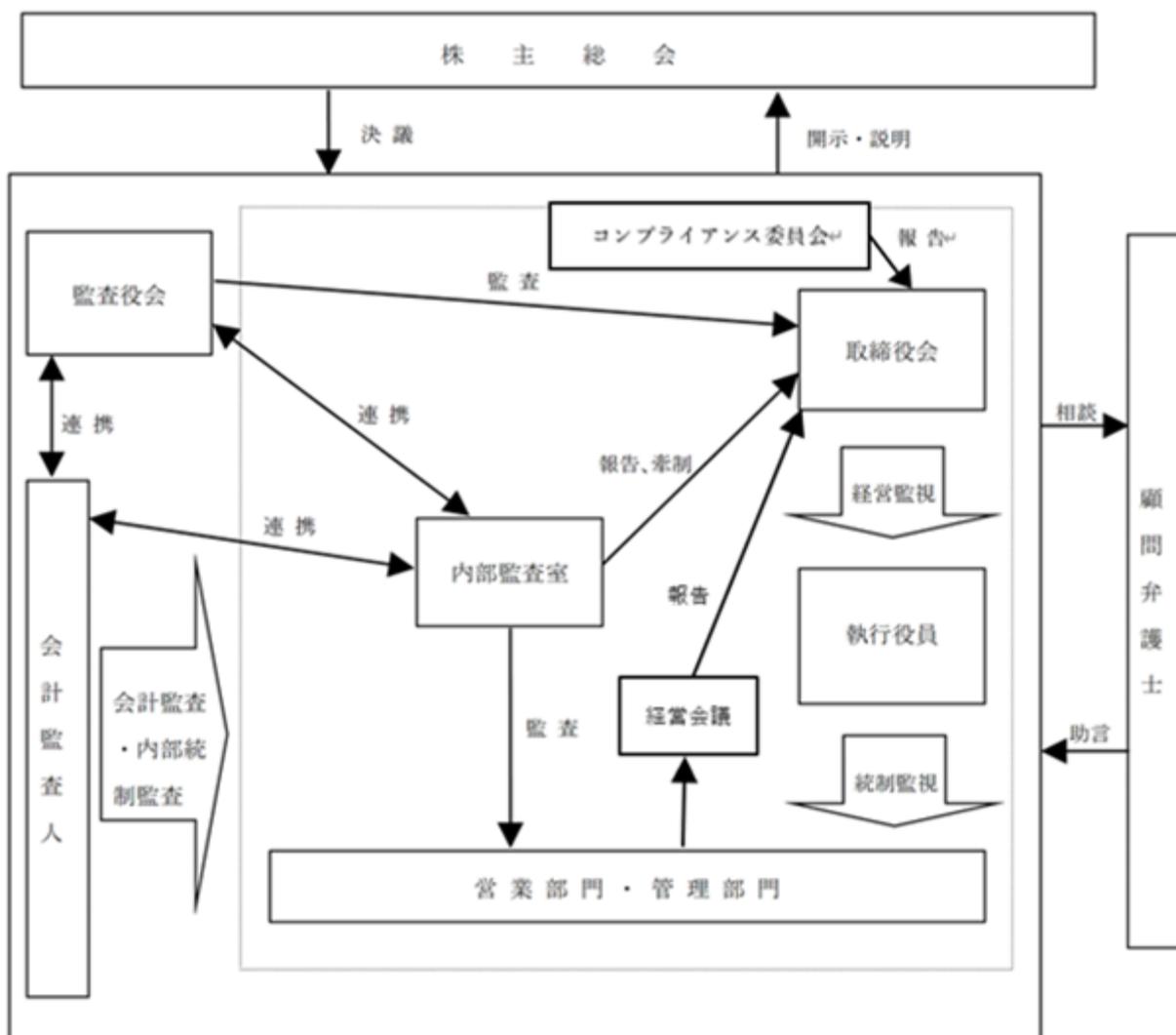
ｆ．経営会議

経営会議は、原則として参加者は執行役員、内部監査室長、経営企画室長、各部署の責任者及び常勤監査役とし、月1回開催いたします。議長は執行役員管理本部長である渡邊誠一が務めております。従業員からの意見を吸い上げる場とし、各部署の活動報告、事業計画及び販売計画における実績等の状況報告、グループ内で生じているリスクの共有、報告を毎回の議題の基本とし、相互の活動を牽制する場でありながら、機動的に事業を推進する場としております。また、会議の内容を取締役に報告することで、会社全体で実務実態と現場レベルのリスクを共有しております。

□ . 当該体制を採用する理由

経営に関する意思決定の透明性をはかるため、取締役会を会社の機関として重要な位置づけと捉え、取締役会は会社の業務執行を執行役員に一部委任し、その監督をすることで業務の適正化をはかるべく考えており、これらの体制を採用しております。また監査役制度を採用することにより適正な経営監視機能を有することが可能となり、さらに内部監査、会計監査及び社外役員選任により企業統治体制を一層強化できるものと考えております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要の模式図



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

各部門ごとに内部統制の評価項目を設け、整備状況及び運用状況において各部門が自己評価しております。さらにその内容を独立した部門として内部監査室が独立的評価をすることで、内部統制上の不備を迅速に発見・改善して業務の適正化をはかり、各部門間に相互牽制機能を持たせております。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

受託業務の適正な運営及び管理に関する「受託業務管理規則」を定め、当社の主要な事業活動である受託業務におけるリスク管理を行っております。調査本部はこれに則り受託業務が行われているかを管理する部門であります。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ニ．取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

ホ．取締役の選任及び解任の決議要件

当社は取締役の選任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。また、当社は取締役の解任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

ヘ．取締役会で決議できることとしている株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経済情勢の変化に応じた機動的な資本政策を行うことを目的とするものであります。また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ト．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。ただし当社の定款を変更する決議は、法令による別段の定めあるときを除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	木村 学	昭和36年11月19日生	昭和57年4月 (株)富士化学入社 昭和60年5月 大倉商事(株)入社 平成元年11月 当社入社 平成2年1月 大倉商事(株)入社 平成2年4月 当社入社 平成15年10月 当社本店第二本店長 平成24年7月 当社執行役員 平成26年7月 当社FX事業本部長 平成27年6月 当社取締役 平成27年11月 当社大阪FX統括部長 平成28年4月 当社大阪投資相談部統括部長 平成28年10月 当社大阪投資相談部長 平成29年4月 当社本店投資相談部長 平成30年4月 当社内部監査室長 令和2年5月 当社代表取締役社長 (現任)	注3	12
取締役専務 (代表取締役)	鈴木 建直	昭和42年11月7日生	昭和61年4月 ダイハツ工業(株)入社 平成元年10月 大倉商事(株)入社 平成元年11月 当社入社 平成19年7月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役 平成23年2月 当社第二営業本部長 平成23年7月 当社投資相談本部長 平成24年4月 当社営業総合本部副本部長 当社日本橋支店長 平成24年7月 当社名古屋支店長 平成25年4月 当社営業第二本部長 平成25年6月 当社第二本部長 平成29年4月 本社本店長 平成30年12月 当社経営企画室担当 令和元年10月 当社企画本部長 令和2年4月 当社調査本部長 令和2年5月 当社代表取締役専務(現任) 令和2年5月 OKプレミア証券(株)取締役 (現任)	注3	6
取締役	岡田 義孝	昭和36年2月6日生	昭和54年4月 (株)大阪都ホテル入社 昭和55年10月 大倉商事(株)入社 平成2年5月 当社入社 平成11年5月 当社大阪分室総務経理部課長 平成19年8月 当社総務部課長 平成20年4月 当社総務部次長 平成23年7月 当社総務本部長兼総務部長 平成25年4月 当社執行役員総務本部長 平成27年4月 当社総務本部長兼株式部長 平成27年10月 当社総務本部長兼業務本部長代理兼株式部長 平成28年10月 当社総務本部長兼株式部長 平成29年4月 当社総務本部長兼広報・IR部長 平成29年6月 当社取締役(現任)	注3	10

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	當野 忍	昭和38年11月1日生	昭和61年4月 当社入社 平成22年7月 当社執行役員 平成23年2月 当社第三営業本部長 平成23年6月 当社取締役 平成23年7月 当社第三営業本部長 大阪第二支店長 平成24年4月 当社営業総合本部副本部長 平成24年7月 当社第二営業本部長 平成25年3月 当社営業推進部長 平成25年4月 当社常務取締役 当社第三営業本部長 平成25年6月 当社商品事業本部長 第一本部長兼営業推進部長 平成26年7月 当社営業総合本部長 平成27年10月 当社穀物事業部担当 平成27年11月 当社FX事業本部長 平成28年4月 当社人材開発・教育担当 平成28年10月 当社業務本部長 平成30年7月 当社業務システム部長 令和2年5月 当社取締役（現任） 令和2年6月 当社調査本部長（現任）	注3	29

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	川戸 淳一郎	昭和30年9月6日生	昭和63年4月 弁護士登録 (東京弁護士会) 松下照雄法律事務所入所 平成7年4月 川戸淳一郎法律事務所開設 (現任) 平成18年4月 当社顧問弁護士 平成26年10月 クラウドバンク(株) 社外取締役(現任) 令和2年6月 当社社外取締役(現任)	注4	-
常勤監査役	浅野 信行	昭和30年4月5日生	昭和53年4月 東京第一商品(株)入社 昭和54年9月 合併に伴い当社移籍 平成12年6月 当社取締役 平成14年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社取締役 平成19年7月 当社常務取締役 当社営業総合本部長 当社調査本部長 平成20年10月 当社経営企画本部長 平成22年2月 当社第一営業本部長 平成23年2月 当社東京中央支店長 平成24年1月 当社東京中央支店長 平成24年4月 当社取締役 当社投資相談部長 平成25年4月 当社穀物事業部長 平成25年6月 当社FX事業本部長 平成26年7月 当社第一本部長 当社本店第二本部長 平成26年9月 当社投資相談部長 平成27年3月 当社埼玉支店長 平成29年4月 当社経営企画室担当 平成29年6月 当社監査役(現任)	注5	12
監査役	橋本 秀人	昭和27年1月8日生	昭和47年4月 (株)ボンカラーラボ入社 昭和49年4月 (株)ユーテック入社 昭和51年4月 (株)綜合舞台入社 平成14年4月 同社執行役員 平成17年4月 同社取締役(現任) 令和2年6月 当社監査役(現任)	注6	-
監査役	新田 静男	昭和28年2月26日生	昭和52年4月 辻田織物(株)入社 昭和52年8月 参議院議員 渡部通子事務 所入所(第2秘書) 昭和58年7月 参議院議員 矢原秀男事務 所入所(第2秘書) 昭和58年12月 衆議院議員 駒谷明事務所 入所(第1秘書) 昭和62年1月 参議院議員 中野鉄造事務 所入所(第1秘書) 平成4年7月 参議院議員 横尾和伸事務 所入所(第1秘書・政策秘 書) 平成10年7月 参議院議員 弘友和夫事務 所入所(政策秘書) 平成14年10月 衆議院議員 江田康幸事務 所入所(政策秘書) 令和元年5月 (一社)日本難病・疾病団体 協議会(東京担当ボラン ティア参加)(現任) 令和2年6月 当社監査役(現任)	注6	-
計					

- (注) 1. 取締役川戸淳一郎は、社外取締役であります。
2. 監査役橋本秀人及び新田静男は、社外監査役であります。
 3. 令和元年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 4. 令和2年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
 5. 平成29年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 6. 令和2年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

社外役員の状況

提出日現在において、当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役川戸淳一郎氏につきましては、弁護士として企業法務や当業界に精通し、独立した立場から積極的な提言や助言をしており、コンプライアンスの強化等にご助力いただきます。

社外監査役橋本秀人氏につきましては、長年に渡り異業種で経営に携わった経験を有しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から独立した立場で提言や監査をしていただくことにより、当社のコンプライアンスおよび、内部統制の改善等にご助力いただきます。

社外監査役新田静男氏につきましては、長年の国会議員秘書としての豊富な経験と実績から、幅広い社会的識見を有しており、独立した公正な立場から提言や監査を行い、内部統制の強化等にご助力いただきます。

橋本秀人氏および新田静男氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。

当社と社外取締役及び社外監査役との間には、人的関係、資本的关系、または取引関係、その他の利害関係はありません。

当社では社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性基準を設けておりませんが、豊富な知識や経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べて頂ける方を選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役および社外監査役は、取締役会等において、状況に応じ内部監査室、監査役および会計監査人と情報交換等を行うなど、相互に連携して職務にあたります。

（３）【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役監査は提出日現在3名(常勤監査役1名および非常勤監査役(社外監査役)2名)で実施しております。監査役会として期末における監査報告書及び各四半期末における会計監査報告を受領する際に、会計監査人より内容の説明を受け、情報交換及び意見交換を行っております。これらにより、会計監査人監査の方法と結果の相当性の判断に資するとともに、両者の監査の品質向上と効率化を図っております。また、有効かつ効率的な監査を実施するため、監査役と内部統制部門は、監査方針、監査計画、監査実施状況等について意見交換を行い、連携強化に努めております。

監査役会は通常月1回ペースで開催され、必要時には随時開催が可能となっており、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議及び決議を行います。監査役会は監査の方針、監査計画、監査方法に基づき各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、主な検討事項としては、会計監査人の監査の遂行状況や監査体制が適正であるかを審議し評価するとともに、会計監査人の報酬等について、過年度の監査実績を参考に、会計監査人としての監査の遂行状況、監査体制について審議しております。株主総会で決議された総額の枠内で、各監査役の報酬額については監査役会で協議しております。第48期事業年度は取締役会が20回、監査役会は15回開催されております。左海監査役は取締役会に20回、監査役会に15回出席し、浅野監査役は取締役会に20回、監査役会に15回出席し、中安監査役(社外)は取締役会に19回、監査役会に15回出席し、檜原監査役(社外)は取締役会に15回、監査役会に15回出席しております。

監査役は子会社の監査役とも連携を行い、監査計画を作成し、月に一回、子会社を含む各部門の責任者と面談を行い、活動状況、問題点を吸い上げ、業務執行の意思決定プロセスのモニタリングを行うなど実効的な監査体制を確立しております。具体的には、代表取締役、取締役、執行役員との定期的な面談を行い、取締役会、監査役会、経営会議といった重要な会議体に参加するとともに、会議体における具体的な協議の状況を記載した議事録を閲覧し、監査役会ではモニタリング状況を報告し、議事録にも詳細に記載しております。また、社外監査役との情報共有を徹底し、取締役会の付議事項をメール送信などによって関連資料の事前提供を徹底することとしております。加えて、面談や業務執行の意思決定プロセスのモニタリングを通じて報告すべき事案を発見した場合、速やかに社外監査役に対して報告を行うこととしております。

なお、発見した事案については、必要に応じて内部監査室や会計監査人とも連携しつつ、監査役自ら社内調査を行うこととしております。これにより、内部監査室からの報告を待つだけでなく、監査役が社内動向や営業活動等を積極的に把握し、機動的に必要な是正を促せる体制としております。

常勤監査役は、内部監査室との間で毎月1回のミーティングを実施し、内部監査の実施状況や実施結果について取り纏めた資料をもとに経営会議に報告し、内部監査の実施状況に関して懸念が生じた場合には代表取締役に対して追加の内部監査を要請するとともに取締役会及び会計監査人に対して当該状況を報告しております。また、決算時において会計監査人から報告された事項に対して、どのような経緯で会計監査人から指摘された決算処理が行われたのか独自に調査し、経営陣に対してヒアリングを行うなどして、会計監査人と情報を共有し、協議を行います。また、協議結果について取締役会で報告しております。

内部監査の状況

内部監査は内部監査室(提出日現在3名)を中心に実施しております。「内部監査規程」に則り、業務監査を行うとともに、各部の全ての業務が社内諸規程等の基準に基づき適正かつ効果的に運営されているかをチェックし、違反の未然防止、問題点の指摘及びその改善指導を行い、会社としての監査機能の強化と充実をはかっております。

内部監査室は社長直轄から取締役会直轄の部門として2020年5月1日に組織体制を変更しており、牽制機能の強化として重要な役割を担うべく取締役会の命を受け、監査結果を取締役に提出することとしております。また、人事については取締役会で決定することとしております。

また、内部監査室の人員不足を解消するために、2020年11月2日付で内部監査室を2名から3名に増員しております。さらに内部監査体制強化のため外部のコンサルタントに指導をあおぎ、知識の強化やノウハウの蓄積を行っております。

内部監査室長は経営会議及び取締役会に出席するとともに、社内状況及び営業状況について相互の情報共有を行い、監査役との定期的なミーティングを行うことに加え、監査法人とも業務プロセス及び会計処理の方法等について協議を行うために定期的にミーティングを行います。

内部監査室は、社内規定を見直したのち、取締役会議事録等でその改定内容を確認し、社内告知が適切になされていることを確認しております。また、年間を通して実施される内部監査時に、社内規定の順守状況について、面談によるヒアリングおよび書面の視認、現場調査によって確認し、内部監査報告書として各会議体へ報告を行うこととしております。

内部監査室長は監査役と懸念事項や社内状況及び営業状況について相互の情報共有を行うとともに、以下の業務を行うことで改善点を是正するためのフィードバックを役職員に対して行う予定です。フィードバック体制は2020年11月に整備を行っております。

- ・ 統制環境、リスクの評価と対応、統制活動などの基本的要素で構成される全社統制のチェックリストに基づき、取締役会や監査役会の議事録の参照や関係者へのヒアリング
- ・ 各部門が作成した業務フロー図及びRCM又は業務記述書等に基づき、実務の作業に対してポイントとなる作業(キーコントロール)の証跡確認を行い、業務の正義評価及び運用評価
- ・ 全社統制のチェックリストや業務フロー図等について、内部監査室による確認だけでなく、会計監査人にも運用評価を実施する前に前者統制のチェックリストや業務フロー図に記載された統制の整備状況についての確認
- ・ 監査後に改善したほうが良いと思われる内容が監査法人又は内部監査室から指摘された場合、各部門で対処方法を検討・是正

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人アリア

b. 業務を執行した公認会計士

代表社員・業務執行社員 茂木 秀俊

代表社員・業務執行社員 山中 康之

c. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他3名

d. 監査法人の選定方針と理由

当該方針については定めておりませんが、会計監査人としての監査の遂行状況や監査体制が適正であるかを監査役会等にて審議しております。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

会計監査人としての監査の遂行状況、監査体制について審議をした結果、適正であると判断しております。

なお、当社の監査人は次のとおり異動しております。

前事業年度 海南監査法人

当事業年度 監査法人アリア

臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

監査法人アリア

退任する監査公認会計士等の名称

海南監査法人

(2) 当該異動の年月日

令和2年3月25日をもって退任

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

平成17年9月16日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社は、令和2年3月11日付で第三者委員会を設置し、過去の会計処理等の不適切性の調査を委嘱しました。一方、不適切な会計処理の疑いにより当社に対する信頼関係が著しく損なわれるなど、監査人側から監査契約の継続に難色を受けることとなりました。監査業務の継続をお願いしましたが、令和2年3月25日をもって退任する旨の通知を、令和2年3月26日に受け取ることとなりました。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

「(5)当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯」に記載しているとおりです。

監査役会の意見

特段の意見はないとの回答を得ております。

f. 会計監査人との責任限定契約の概要

当社と監査法人アリアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、30,000千円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 （百万円）	非監査業務に基づく報酬 （百万円）	監査証明業務に基づく報酬 （百万円）	非監査業務に基づく報酬 （百万円）
21	-	119	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当該方針については定めておりません。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、過年度の監査実績を参考に、会計監査人としての監査の遂行状況、監査体制について審議をした結果、適正であると判断しております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

各役員は、当社に対し善管注意義務等を負っており、中長期的な視点を重視して活動しております。

当社の取締役の報酬の総額については、平成19年6月28日開催の第35期定時株主総会における決議により、その報酬限度額を年額350,000千円としております。取締役会にて取締役報酬に関する審議を行い、各取締役への報酬の決定権限を代表取締役社長(木村 学)に再一任しております。

また、当社の監査役の報酬の総額については、平成12年6月29日開催の第28期定時株主総会における決議により、その報酬限度額を年額30,000千円としております。各監査役の報酬額は、監査役会における協議により決定しております。

当社は業績連動報酬制度を採用しておりません。当社の業績が市況に大きく左右されやすいことから、各取締役の個々の能力と業績とが必ずしも比例関係になるとは限らず、業績連動報酬制度の導入は見送っています。経営判断が目先のならぬよう、企業の持続性を最重要視しつつ、各役員の報酬額を算定してまいります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	168,512	148,512	20,000	11
監査役 (社外監査役を除く。)	13,200	13,200	-	2
社外役員	4,800	4,800	-	3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在していないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

区分基準は特に定めておりませんが、当社は主に業務上の関係を有する企業に限定して非上場株式を保有しており、また機動的な売却もできないため、これらを純投資目的以外の目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的である投資株式と考えるケースが多くなります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式の保有はないので、取締役会での検証は特に行ってはありません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	400
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	3	135,939
非上場株式以外の株式	-	-

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

前事業年度

特定投資株式、みなし保有株式

該当事項はありません。

当事業年度

特定投資株式、みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	11	19,740	11	23,176

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	696	-	9,848 (3,474)

(注) 「評価損益の合計額」の()は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

第5【経理の状況】

第48期事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

商品先物取引業の固有の事項につきましては、日本商品先物取引協会が定めた「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」及び「商品先物取引業統一経理基準」に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人アリアにより監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、当該機構が主催する研修会等へ参加しております。

第49期第3四半期連結累計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日）

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

商品先物取引業の固有の事項につきましては、日本商品先物取引協会が定めた「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」及び「商品先物取引業統一経理基準」に準拠して作成しております。

有価証券関連業の固有の事項につきましては、有価証券関連業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

なお、当社は当連結会計年度の第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（令和2年10月1日から令和2年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アリアによる四半期レビューを受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【四半期連結財務諸表】

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2020年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,372,169
委託者未収金	6,294
商品	1,070,730
保管有価証券	32,799
差入保証金	24,375
証券業における預託金	475,007
証券業における信用取引資産	1,127,840
証券業における短期差入保証金	1,681,992
その他	92,635
貸倒引当金	2,895
流動資産合計	6,880,950
固定資産	
有形固定資産	399,584
無形固定資産	
のれん	133,707
その他	0
無形固定資産合計	133,707
投資その他の資産	
投資有価証券	1,406,264
退職給付に係る資産	64,199
固定化営業債権	1,080,718
破産更生債権等	9,282
その他	478,343
貸倒引当金	1,075,904
投資その他の資産合計	1,962,904
固定資産合計	2,496,196
資産合計	9,377,146

(単位:千円)

当第3四半期連結会計期間
(2020年12月31日)

負債の部	
流動負債	
未払法人税等	12,279
賞与引当金	1,000
訴訟損失引当金	320,652
特別調査費用引当金	36,000
事業整理損失引当金	5,273
預り証拠金	24,375
預り証拠金代用有価証券	32,799
証券業における信用取引負債	929,495
証券業における預り金	344,274
証券業における受入保証金	1,848,893
その他	105,822
流動負債合計	3,660,865
固定負債	
その他	6,294
固定負債合計	6,294
特別法上の準備金	
商品取引責任準備金	25,536
金融商品取引責任準備金	1,835
特別法上の準備金合計	27,372
負債合計	3,694,532
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,979,975
資本剰余金	2,928,675
利益剰余金	97,612
自己株式	245,971
株主資本合計	5,760,292
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	77,677
その他の包括利益累計額合計	77,677
純資産合計	5,682,614
負債純資産合計	9,377,146

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	
営業収益	
受取手数料	580,976
売買損益	151,336
その他の営業収益	8,279
営業収益合計	740,591
営業費用	1,870,961
営業損失()	1,130,370
営業外収益	
受取利息	70
受取配当金	656
倉荷証券保管料	1,550
その他	4,727
営業外収益合計	7,004
営業外費用	
支払利息	10
為替差損	586
貸倒引当金繰入額	4,691
株式交付費	11,750
その他	1,436
営業外費用合計	18,475
経常損失()	1,141,841
特別利益	
固定資産売却益	801
商品取引責任準備金戻入額	30,796
退職給付に係る負債戻入額	3 73,101
事業譲渡益	1 793,032
特別利益合計	897,731
特別損失	
固定資産除売却損	2,649
商品取引責任準備金繰入額	11,934
事業整理損失引当金繰入額	4 360,000
上場契約違約金	2 20,000
特別損失合計	394,583
税金等調整前四半期純損失()	638,693
法人税、住民税及び事業税	6,496
法人税等調整額	3 14,578
法人税等合計	8,082
四半期純損失()	630,611
親会社株主に帰属する四半期純損失()	630,611

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
四半期純損失()	630,611
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	84,510
その他の包括利益合計	84,510
四半期包括利益	715,122
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	715,122

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

（連結の範囲の重要な変更）

第1四半期連結会計期間において、OKプレミア証券株式会社の株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

なお、みなし取得日を第1四半期連結会計期間末日としているため、第1四半期連結会計期間においては貸借対照表のみを連結し、第2四半期連結会計期間より損益計算書を連結しております。

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

当社は、第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しております。

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりです。

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 OKプレミア証券株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の四半期決算日は、四半期連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

保管有価証券

商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の85%
社債（上場銘柄）	額面金額の65%
株券（一部上場銘柄）	時価の70%相当額
倉荷証券	時価の70%相当額

デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品

個別法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 22年～47年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法 なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用
定額法

(3) 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

訴訟損失引当金

係争中の商品先物取引及び外国為替証拠金取引における損害賠償請求訴訟等について、今後の損害賠償金の支払に備えるため、経過状況等に基づき金額を合理的に見積もり損失見込額を計上しております。

特別調査費用引当金

過年度における不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査費用、それに伴う訂正報告書等の作成依頼費用及び課徴金の支払のため、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

事業整理損失引当金

事業整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

商品取引責任準備金

商品先物取引事故の損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の準備金規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) 営業収益の計上基準

受取手数料

商品先物取引

委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

オプション取引

委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

商品ファンド

取引成立日に計上しております。

証券取引に係る委託手数料

有価証券の売買契約に基づく、証券取引にかかる委託手数料は約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の期間である場合、売買約定日に計上しています。

売買損益 - 商品先物取引売買損益

反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（会計上の見積りの変更）

当社は早期退職者の募集、事業譲渡及び支店廃止等に伴い、従業員数が著しく減少し、退職給付に係る財務諸表項目の重要性が乏しくなったため、第2四半期連結会計期間より退職給付債務の計算を原則法から簡便法に変更しております。

この変更に伴う影響額等については、「注記事項 四半期連結損益計算書関係 2」をご参照ください。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積もり、均等償却を行います。

なお、OKプレミア証券株式会社の取得に係るのれんは、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間より9年間で均等償却を行っております。

(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

(追加情報)

クラウドバンク株式会社との資本業務提携

当社は、令和2年11月30日開催の取締役会において、クラウドバンク株式会社との資本業務提携に関する資本業務提携契約書の締結及びクラウドバンクの株主であるCB戦略1号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当による新株式の発行について決議いたしました。

具体的な内容については、「第2 事業の状況 3 経営上の重要な契約等」に記載のとおりであります。

当該第三者割当による本新株式の発行に係る払込みについては、現物出資の方法により行い、令和2年12月16日に払込手続きが完了しております。

なお、この資本業務提携には以下の追加取得条項が付されております。

資本業務提携契約書締結日から令和3年3月31日までの期間に、クラウドバンクのクラウドバンキング事業における令和3年3月期のクラウドバンクの管理会計上の連結営業収入(クラウドバンクグループ間取引の連結消去前)が939,730,000円以上及び乙の顧客数が36,000人以上となった場合には以下の条件で、それ以外の場合は以下の条件でCB1号ファンドからクラウドバンクの普通株式を譲り受けることとします。

条件

譲受株式の数 22株(譲受け後の甲の保有比率(前項のCB1号ファンドの現物出資によって当社が取得するクラウドバンク株式と併せて):20%)

譲受株式の金額 1株につき61,349,693円

譲受価額の総額 1,349,693,246円

条件

譲受株式の数 22株(譲受け後の甲の保有比率(前項のCB1号ファンドの現物出資によって当社が取得するクラウドバンク株式と併せて):20%)

譲受株式の金額 1株につき52,150,000円

譲受価額の総額 1,147,300,000円

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

令和2年12月末において、商品先物取引の受託に関し、当社を被告とする損害賠償請求件数が13件(請求額1,336,606千円)となっております。

損害賠償請求に係る訴訟に対して、当社は不法行為がなかったことを主張しておりますが、いずれも現在手続きが進行中であり、現時点で結果を予想することは困難であります。

（四半期連結損益計算書関係）

1 事業譲渡益

当社が運営する商品先物取引業の事業は、7月に金をはじめとする貴金属市場、ゴム市場及び農産物市場が、東京商品取引所（TOCOM）から大阪取引所（OSE）へ移管されましたが、過去の決算において不適切な会計処理行為等が行われていたため、第一種金融商品取引業としての登録及び大阪取引所（OSE）の取引参加者資格の取得が得られる見込みが立たないことから、当社の事業に係る顧客が取引を行えなくなることを防ぐため、日産証券株式会社と受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡を行いました。事業譲渡益は、譲渡したことにより受け取った対価となる財産の時価と、譲渡した事業に係る株主資本相当額との差額によるものです。

2 上場契約違約金

当社は、株式会社東京証券取引所より、歴代の代表取締役社長が主導して長年にわたり不適切な会計処理が行われていたことを踏まえ、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められるものとして、上場契約違約金2,000万円の支払いを求められたことによるものです。

3 退職給付に係る負債戻入額等

当社は、第2四半期連結会計期間における従業員の大量退職に伴い、従来まで退職給付に係る調整累計額に計上していた未認識の数理計算上の差異の未処理額についてその退職者相当分を一括で損失処理を行うとともに、従業員数が著しく減少した結果、退職給付に係る財務諸表項目の重要性が乏しくなったため、第2四半期連結会計期間より退職給付債務の計算を原則法から簡便法に変更しております。

については、第1四半期連結会計期間末日において計上していた「退職給付に係る調整累計額」33,025千円（貸方）のうち、退職者相当分の26,168千円を一括で「退職給付に係る負債戻入額（特別利益）」に計上しております。なお、当該「退職給付に係る調整累計額」に係る繰延税金負債のうち11,551千円を取崩し、法人税等調整額に同額を計上しております。

については、大量退職後の在籍従業員に係る退職給付債務の計算方法を従来の原則法から簡便法に変更したことに伴い、第2四半期連結会計期間において「退職給付に係る負債」が42,315千円、「退職給付に係る調整累計額」が4,618千円それぞれ減少したため、当該減少額合計の46,933千円を「退職給付に係る負債戻入額（特別利益）」に計上しております。なお、当該「退職給付に係る調整累計額」に係る繰延税金負債を2,038千円取崩し、法人税等調整額に同額を計上しております。

4 事業整理損失引当金繰入額

当社は過去の決算において不適切な会計処理行為等により、第一種金融商品取引業としての登録及び大阪取引所（OSE）の取引参加者資格の取得の見通しが立たないことなどから、主力としていた貴金属市場に係る取引も行えなくなり、収益構造を再構築する必要性に迫られ、早期退職者を募ることとなりました。また、商品先物取引業の一部事業（東京商品取引所エネルギー市場及び大阪堂島商品取引所での取扱商品を除く商品先物取引業。）を日産証券株式会社への事業譲渡することにより顧客の大多数が日産証券株式会社へ移管され、今後の手数料収入が大きく減少することが見込まれることから、本店以外の10箇所全事業所の廃止を決定しました。それらの費用として、事業整理損失引当金繰入額 360,000千円（早期退職費用分313,000千円、事業所廃止費用等47,000千円）を計上しております。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間
（自 令和2年4月1日
至 令和2年12月31日）

減価償却費	5,893千円
のれんの償却額	7,865 "

（株主資本等関係）

当第3四半期連結累計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日）

1．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年6月26日 定時株主総会	普通株式	77,186	5.00	令和2年3月31日	令和2年6月29日	利益剰余金

2．基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3．株主資本の金額の著しい変動

当社は、令和2年12月16日付で、クラウドバンク株式会社から第三者割当増資による現物出資を受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金が286,825千円、資本準備金が286,825千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が2,979,975千円、資本剰余金が2,928,675千円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日）

当社は、金融商品取引及び商品先物取引の関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 （自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日）
1株当たり四半期純損失（ ）	40円27銭
（算定上の基礎）	
親会社株主に帰属する四半期純損失（ ） （千円）	630,611
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半 期純損失（ ）（千円）	630,611
普通株式の期中平均株式数（千株）	15,661

（注） 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（2）【その他】

訴訟として、当社が原告となる損害賠償請求件数が1件（請求額17,043千円）あります。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 2,910,686	1 4,407,215
委託者未収金	2 48,436	2 66,832
売掛金	49,464	-
商品	623,749	637,881
貯蔵品	1,830	1,704
前払費用	59,820	56,314
保管有価証券	1 2,425,373	1 1,952,785
差入保証金	8,880,051	8,240,133
委託者差金	3 1,325,408	3 2,449,887
未収入金	233,775	275,133
その他	163,637	14,122
貸倒引当金	133	8,521
流動資産合計	16,722,097	18,093,486
固定資産		
有形固定資産		
建物	411,102	402,576
減価償却累計額	328,717	324,019
建物（純額）	82,384	78,556
構築物	22,850	22,136
減価償却累計額	22,850	22,136
構築物（純額）	0	0
車両	51,725	48,861
減価償却累計額	44,669	39,772
車両（純額）	7,055	9,089
器具及び備品	48,803	46,078
減価償却累計額	48,803	46,078
器具及び備品（純額）	0	0
土地	361,430	361,296
リース資産	5,213	5,213
減価償却累計額	5,213	5,213
リース資産（純額）	0	0
有形固定資産合計	450,871	448,942
無形固定資産		
電話加入権	0	0
ソフトウェア	0	0
リース資産	0	-
無形固定資産合計	0	0

(単位：千円)

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	85,224	20,140
出資金	55,350	55,350
長期差入保証金	400,051	400,081
従業員に対する長期貸付金	1,930	2,223
固定化営業債権	2 1,088,251	2 1,070,152
破産更生債権等	9,282	9,282
長期前払費用	0	0
敷金及び保証金	640,000	603,820
その他	4,005	4,005
貸倒引当金	1,083,544	1,065,587
投資その他の資産合計	1,200,551	1,099,468
固定資産合計	1,651,422	1,548,411
資産合計	18,373,520	19,641,898
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,844	15,276
リース債務	4,042	2,247
未払金	78,523	1,729
未払費用	31,373	40,391
未払法人税等	92,736	347,470
預り金	12,342	10,140
賞与引当金	35,192	84,236
役員賞与引当金	-	20,000
訴訟損失引当金	-	202,110
特別調査費用引当金	-	172,794
預り証拠金	10,151,879	10,604,110
預り証拠金代用有価証券	2,425,373	1,952,785
その他	112,232	15,339
流動負債合計	12,958,539	13,468,632
固定負債		
リース債務	2,939	528
繰延税金負債	3,003	3,015
退職給付引当金	247,637	238,486
その他	290	116
固定負債合計	253,871	242,146
特別法上の準備金		
商品取引責任準備金	4 26,791	4 29,832
特別法上の準備金合計	26,791	29,832
負債合計	13,239,202	13,740,611

(単位:千円)

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,693,150	2,693,150
資本剰余金		
資本準備金	2,629,570	2,629,570
その他資本剰余金	42,501	12,280
資本剰余金合計	2,672,071	2,641,850
利益剰余金		
利益準備金	336,150	336,150
その他利益剰余金		
別途積立金	1,000,000	1,000,000
繰越利益剰余金	1,268,618	530,739
利益剰余金合計	67,532	805,410
自己株式	305,242	245,957
株主資本合計	5,127,511	5,894,454
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,805	6,832
評価・換算差額等合計	6,805	6,832
純資産合計	5,134,317	5,901,287
負債純資産合計	18,373,520	19,641,898

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業収益		
受取手数料	1 3,394,152	1 4,324,672
売買損益	2 143,997	2 301,639
営業収益合計	3,538,149	4,626,312
営業費用		
人件費	3 1,674,986	3 1,674,166
広告宣伝費	280,766	229,044
旅費及び交通費	111,991	91,571
取引所関係費	4 56,785	4 55,873
情報通信料	76,379	74,806
通信費	71,919	70,196
器具備品使用料	101,982	107,347
地代家賃	536,499	514,670
減価償却費	18,226	27,467
訴訟関連費用	110,427	260,040
その他	431,718	414,696
営業費用合計	3,471,682	3,519,881
営業利益	66,466	1,106,431
営業外収益		
受取利息	105	135
受取配当金	614	696
貸倒引当金戻入額	10,014	9,569
為替差益	522	-
残余資産分配金	5 13,894	-
倉荷証券保管料	15,358	10,784
その他	2,827	1,822
営業外収益合計	43,337	23,007
営業外費用		
支払利息	133	60
為替差損	-	237
敷金償却費	350	-
その他	800	31
営業外費用合計	1,283	330
経常利益	108,520	1,129,109

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	6 5,531	6 162
商品取引責任準備金戻入額	149,491	165,353
投資有価証券売却益	-	74,291
特別利益合計	155,023	239,807
特別損失		
固定資産除売却損	7 5,710	7 117
商品取引責任準備金繰入額	153,838	168,394
特別調査費用引当金繰入額	-	172,794
減損損失	8 263	8 37,785
リース解約損	-	3
投資有価証券評価損	-	3,474
会員権評価損	967	-
特別損失合計	160,779	382,570
税引前当期純利益	102,764	986,346
法人税、住民税及び事業税	19,170	248,467
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	10,631	-
法人税等合計	29,801	248,467
当期純利益	72,962	737,878

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	1,000,000	1,341,580	5,430
当期変動額								
当期純利益							72,962	72,962
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	72,962	72,962
当期末残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	1,000,000	1,268,618	67,532

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	305,242	5,054,549	10,577	10,577	5,065,127
当期変動額					
当期純利益		72,962			72,962
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			3,771	3,771	3,771
当期変動額合計	-	72,962	3,771	3,771	69,190
当期末残高	305,242	5,127,511	6,805	6,805	5,134,317

当事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	1,000,000	1,268,618	67,532
当期変動額								
自己株式の処分			30,220	30,220				
当期純利益							737,878	737,878
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	30,220	30,220	-	-	737,878	737,878
当期末残高	2,693,150	2,629,570	12,280	2,641,850	336,150	1,000,000	530,739	805,410

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	305,242	5,127,511	6,805	6,805	5,134,317
当期変動額					
自己株式の処分	59,285	29,064			29,064
当期純利益		737,878			737,878
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			26	26	26
当期変動額合計	59,285	766,942	26	26	766,969
当期末残高	245,957	5,894,454	6,832	6,832	5,901,287

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	102,764	986,346
減価償却費	10,175	8,949
減損損失	263	37,785
リース解約損	-	3
貸倒引当金の増減額(は減少)	11,262	9,569
特別調査費用引当金の増減額(は減少)	-	172,794
賞与引当金の増減額(は減少)	742	49,044
役員賞与引当金の増減額(は減少)	-	20,000
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	3,000	202,110
退職給付引当金の増減額(は減少)	7,488	9,151
商品取引責任準備金の増減額(は減少)	4,346	3,041
受取利息及び受取配当金	720	831
支払利息	133	60
為替差損益(は益)	522	237
投資有価証券売却損益(は益)	-	74,291
投資有価証券評価損益(は益)	-	3,474
固定資産除売却損益(は益)	178	44
売掛金の増減額(は増加)	49,464	49,464
買掛金の増減額(は減少)	77,762	432
委託者未収金の増減額(は増加)	21,401	296
たな卸資産の増減額(は増加)	25,479	14,132
委託者差金(借方)の増減額(は増加)	2,314,334	1,124,479
差入保証金の増減額(は増加)	942,038	639,917
預り証拠金の増減額(は減少)	3,252,158	452,230
預り証拠金代用有価証券の増減額(は減少)	1,193,442	472,588
その他の資産の増減額(は増加)	1,503,730	598,713
その他の負債の増減額(は減少)	285,894	141,607
小計	8,569	1,377,614
利息及び配当金の受取額	720	831
利息の支払額	133	60
法人税等の支払額	19,170	19,170
リース解約金の支払額	-	411
営業活動によるキャッシュ・フロー	27,153	1,358,802

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,049	41,186
有形固定資産の売却による収入	13,402	432
投資有価証券の売却による収入	-	135,939
従業員に対する長期貸付けによる支出	2,100	1,450
従業員に対する長期貸付金の回収による収入	170	1,157
敷金及び保証金の差入による支出	495	35
敷金及び保証金の回収による収入	2,139	17,840
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,067	112,698
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	111	-
自己株式の売却による収入	-	29,064
リース債務の返済による支出	7,714	3,798
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,825	25,265
現金及び現金同等物に係る換算差額	522	237
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	23,389	1,496,528
現金及び現金同等物の期首残高	2,504,075	2,480,686
現金及び現金同等物の期末残高	2,480,686	3,977,215

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

保管有価証券

商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の85%
社債（上場銘柄）	額面金額の65%
株券（一部上場銘柄）	時価の70%相当額
倉荷証券	時価の70%相当額

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品

個別法による原価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 22年～47年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法

5. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

訴訟損失引当金

係争中の商品先物取引及び外国為替証拠金取引における損害賠償請求訴訟等について、今後の損害賠償金の支払に備えるため、経過状況等に基づき金額を合理的に見積もり損失見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

特別調査費用引当金

過年度における不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査費用、それに伴う訂正報告書等の作成依頼費用及び課徴金の支払のため、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

商品取引責任準備金

商品先物取引事故の損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

6. 営業収益の計上基準

受取手数料

商品先物取引

委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

オプション取引

委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

商品ファンド

取引成立日に計上しております。

売買損益 - 商品先物取引売買損益

反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変化について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定でありませ

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

イ.担保資産

担保資産の内訳

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
定期預金	420,000千円	420,000千円

担保資産に対応する債務の内訳

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
短期借入金	- 千円	- 千円

これに対応する債務として、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入金の状況は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
当座貸越極度額の総額	420,000千円	420,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	420,000	420,000

ロ.預託資産

取引証拠金の代用として次の資産を(株)日本証券クリアリング機構へ預託しております。

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
保管有価証券	2,425,373千円	1,952,785千円

ハ. 分離保管資産

商品先物取引法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
保全対象財産	- 千円	- 千円

同法施行規則第98条の規定に基づく、委託者資産保全措置額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
委託者資産保全措置額	- 千円	- 千円

2 委託者未収金及び固定化営業債権のうち無担保未収金は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
無担保未収金	1,088,519千円	1,101,420千円

3 委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品クリアリング機構との間で受払清算された金額であります。

この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定した上でこれらを合計して算出したものであります。

4 商品取引責任準備金の積立は、商品先物取引法第221条の規定に基づくものであります。

5 偶発債務

平成31年3月末において、商品先物取引の受託に関し、当社を被告とする損害賠償請求件数が15件(請求額878,020千円)となっております。

令和2年3月末において、商品先物取引の受託に関し、当社を被告とする損害賠償請求件数が12件(請求額839,798千円)となっております。

損害賠償請求に係る訴訟に対して、当社は不法行為がなかったことを主張しておりますが、いずれも現在手続きが進行中であり、現時点で結果を予想することは困難であります。

（損益計算書関係）

1 受取手数料の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
商品先物取引	3,392,031千円	4,322,905千円
現金決済取引	2,120	1,767
計	3,394,152	4,324,672

2 売買損益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
商品先物取引	千円	千円
売買損益	2,859	22,151
評価損益	248	268
商品売買損益	140,890	324,059
計	143,997	301,639

3 人件費の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
役員報酬	185,412千円	166,512千円
従業員給与	1,152,512	1,096,343
賞与	51,662	61,257
賞与引当金繰入額	35,192	84,236
役員賞与引当金繰入	-	20,000
退職給付費用	36,130	26,743
福利厚生費	214,077	219,073
計	1,674,986	1,674,166

4 取引所関係費の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
取引所会費	28,002千円	30,598千円
その他取引所関係費	28,782	25,275
計	56,785	55,873

5 残余資産分配金は、当社が加入していた任意団体が解散したことによる資産の分配金であります。

6 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
土地	469千円	- 千円
建物	5,061	-
車両	-	162
計	5,531	162

7 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
土地	4,665千円	- 千円
建物	871	0
車両	172	117
構築物	-	0
器具及び備品	-	0
計	5,710	117

8 当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

場所	用途	種類
兵庫県洲本市他	遊休資産	土地
大阪支店	防犯カメラ	長期前払費用

当社は、全社を一つの資産グループとしております。

当社は継続して営業損失を計上しており、車両を除く固定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上いたしました。

その内訳は、長期前払費用98千円であります。

当社は遊休資産については、他の資産グループとは区別して個別に評価・測定を行っており減損損失は、土地164千円であります。

回収可能価額については、正味売却価額により測定しており、原則として固定資産税評価額を合理的に調整した価額によっております。売却等が困難な資産は備忘価額1円として評価しております。

当事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

場所	用途	種類
兵庫県洲本市他	遊休資産	土地
本社	イントラサーバー他	器具及び備品、長期前払費用
広島支店	車両	車両

当社は、全社を一つの資産グループとしております。

当社は、固定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上いたしました。

その内訳は、器具及び備品33,590千円、長期前払費用4,007千円、車両53千円であります。

当社は遊休資産については、他の資産グループとは区別して個別に評価・測定を行っており減損損失は、土地134千円であります。

回収可能価額については、正味売却価額により測定しており、原則として固定資産税評価額を合理的に調整した価額によっております。売却等が困難な資産は備忘価額1円として評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	16,227,207	-	-	16,227,207
合計	16,227,207	-	-	16,227,207
自己株式				
普通株式	979,942	-	-	979,942
合計	979,942	-	-	979,942

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	16,227,207	-	-	16,227,207
合計	16,227,207	-	-	16,227,207
自己株式				
普通株式	979,942	-	190,000	789,942
合計	979,942	-	190,000	789,942

（注）当期首の株式数は誤謬の訂正後株式数であり、自己株式の数の減少は、市場において売却したものです。

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和2年6月26日 定時株主総会	普通株式	77,186	利益剰余金	5	令和2年3月31日	令和2年6月29日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
現金及び預金勘定	2,910,686千円	4,407,215千円
預入期間から3ヶ月を超える定期預金	420,000	420,000
商品取引責任準備預金	10,000	10,000
現金及び現金同等物	2,480,686	3,977,215

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

本社及び支店における器具及び備品であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定しております。一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は、行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社は、商品先物取引を主たる事業としております。

委託者未収金は、商品市場における取引に基づいて発生する委託者に対する未収金であり委託者の信用リスクに晒されております。

委託者からの取引の証拠金は、差入保証金としてアウトハウス型クリアリングハウスである（株）日本証券クリアリング機構へ預託しておりますので、リスクはほとんどないと認識しております。

未収金は、（株）日本証券クリアリング機構との場勘定、未収委託手数料等であります。

長期差入保証金は、（株）日本証券クリアリング機構等への預託金であります。

未払金は（株）日本証券クリアリング機構との場勘定等であります。

預り証拠金及び預り証拠金代用有価証券は委託者より取引の証拠金として受け入れたものであります。

委託者差金は、商品取引清算機関を経由して受払いをした委託者の計算による未決済玉に係る約定差金及び帳入差金であります。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。発行体の信用リスク、市場価額の変動リスクに晒されております。

出資金は、商品先物取引法により定められているもので、リスクはほとんどないと認識しております。

固定化営業債権は、令和2年3月31日より1年以上前に発生した無担保委託者未収金であり、委託者の信用リスクに晒されております。

破産更生債権等は、元従業員に対するものであり、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社や支店のビルに対するものであります。賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資等を目的にしたものであり、償還日は決算日後、最長で2年であります。

預り金は、主に従業員に対するものであります。

デリバティブ取引は、商品先物取引及びオプション取引については受託業務を円滑に実施し、商品先物市場の機能維持を主たる目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、信用リスクに関する管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を把握する体制としております。

デリバティブ取引については、社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引については、社内規程に従って行っており、商品先物市場における建玉数量は各商品取引所の市場管理要綱の定める数量の範囲内とし、取引全体の投資限度額は社内規程の定める基準の範囲内としております。業務本部長は日々の業務終了時に、市場部等から報告資料の提出を受け、社内規程等を遵守しているか確認しております。

また、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

市場価格の変動リスク以外の市場リスクの影響を受けるその他の金融商品については、各リスク係数の変動に対する感応度の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2参照）。

前事業年度（平成31年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	2,910,686	2,910,686	-
(2)委託者未収金	48,436	48,436	-
(3)売掛金	49,464	49,464	-
(4)差入保証金	8,880,051	8,880,051	-
(5)委託者差金	1,325,408	1,325,408	-
(6)未収入金	233,775	233,775	-
(7)投資有価証券			
その他有価証券	23,176	23,176	-
(8)出資金	55,350	55,350	-
(9)長期差入保証金	400,051	400,051	-
(10)従業員長期貸付金	1,930	1,930	-
(11)固定化営業債権	1,088,251		
貸倒引当金()	1,074,262		
	13,989	13,989	-
(12)破産更生債権等	9,282		
貸倒引当金()	9,282		
	-	-	-
(13)敷金及び保証金	640,000	640,000	-
資産計	14,582,318	14,582,318	-
(1)買掛金	14,844	14,844	-
(2)リース債務(流動負債)	4,042	4,236	193
(3)未払金	78,523	78,523	-
(4)未払法人税等	92,736	92,736	-
(5)預り金	12,342	12,342	-
(6)預り証拠金	10,151,879	10,151,879	-
(7)預り証拠金代用有価証券	2,425,373	2,425,373	-
(8)リース債務(固定負債)	2,939	3,226	286
負債計	12,782,681	12,783,161	480

() 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(令和2年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	4,407,215	4,407,215	-
(2)委託者未収金	66,832	66,832	-
(3)差入保証金	8,240,133	8,240,133	-
(4)委託者差金	2,449,887	2,449,887	-
(5)未収入金	275,133	275,133	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	19,740	19,740	-
(7)出資金	55,350	55,350	-
(8)長期差入保証金	400,081	400,081	-
(9)従業員長期貸付金	2,223	2,223	-
(10)固定化営業債権	1,070,152		
貸倒引当金()	1,056,305		
	13,847	13,847	-
(11)破産更生債権等	9,282		
貸倒引当金()	9,282		
	-	-	-
(12)敷金及び保証金	603,820	603,820	-
資産計	16,534,264	16,534,264	-
(1)買掛金	15,276	15,276	-
(2)リース債務(流動負債)	2,247	2,272	25
(3)未払金	1,729	1,729	-
(4)未払法人税等	347,470	347,470	-
(5)預り金	10,140	10,140	-
(6)預り証拠金	10,604,110	10,604,110	-
(7)預り証拠金代用有価証券	1,952,785	1,952,785	-
(8)リース債務(固定負債)	528	538	10
負債計	12,934,288	12,934,324	35

()個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1)現金及び預金、(2)委託者未収金、(3)差入保証金、(4)委託者差金、(5)未収入金
 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。
- (6)投資有価証券
 これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (7)出資金、(8)長期差入保証金
 商品先物取引法により定められているもので、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。
- (9)従業員長期貸付金
 当社従業員との金銭消費貸借契約に基づく貸付金であり、回収が可能であるため、時価は当該帳簿価額としております。
- (10)固定化営業債権、(11)破産更生債権等
 相手先ごとに、回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しており、貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額が時価に近似しているため、当該価額を時価としております。
- (12)敷金及び保証金
 敷金及び保証金については、本支店の閉鎖予定がなく、賃貸契約期間を見積もることが困難であり、また市場価額がないため、当該帳簿価額としております。

負 債

- (1)買掛金、(3)未払金、(4)未払法人税等、(5)預り金、(6)預り証拠金、(7)預り証拠金代用有価証券
 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。
- (2)リース債務（流動負債）、(8)リース債務（固定負債）
 時価は、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法としております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
非上場株式	62,048	400

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(6)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権については、ほぼすべてが1年以内の償還予定となっております。なお、満期のある有価証券は保有しておりません。

4. リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成31年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)
リース債務	4,042	2,411	528

当事業年度（令和2年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)
リース債務	2,247	528

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成31年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	19,232	6,817	12,414
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	19,232	6,817	12,414
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	3,944	6,548	2,604
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	3,944	6,548	2,604
	合計	23,176	13,366	9,809

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 62,048千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（令和2年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	17,152	7,277	9,874
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	17,152	7,277	9,874
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	2,588	6,088	3,500
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	2,588	6,088	3,500
	合計	19,740	13,366	6,374

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 400千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	135,939	74,291	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	135,939	74,291	-

（注）売却した株式は、非上場株式であります。

3. 減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、その他有価証券の株式3,474千円減損処理を行っています。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した為、全て減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

商品関連

前事業年度（平成31年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 （千円）	契約額等のうち 1年超（千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引	現物先物取引 売建	14,014	-	13,746	268
	合計	14,014	-	13,746	268

（注）時価の算定方法

各商品取引所における最終価格によっております。

当事業年度（令和2年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
退職給付債務の期首残高	621,925千円	601,672千円
勤務費用	35,983	31,286
利息費用	1,927	601
数理計算上の差異の発生額	16,442	8,234
退職給付の支払額	41,720	34,239
退職給付債務の期末残高	601,672	591,087

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
年金資産の期首残高	408,228千円	417,380千円
期待運用収益	-	-
数理計算上の差異の発生額	3,868	19,942
事業主からの拠出額	27,286	23,743
退職給付の支払額	22,002	17,916
年金資産の期末残高	417,380	403,265

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	601,672千円	591,087千円
年金資産	417,380	403,265
	184,292	187,822
未認識数理計算上の差異	67,683	50,830
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	251,975	238,652
退職給付引当金	251,975	238,652
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	251,975	238,652

(注) 貸借対照表に計上している退職給付引当金との差異は、確定した債務につき未払金に振替えたものです。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	35,983千円	31,286千円
利息費用	1,927	601
期待運用収益	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	1,781	5,145
確定給付制度に係る退職給付費用	36,130	26,743

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
債券	57%	64%
株式	39	33
現金及び預金	3	3
その他	1	0
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
割引率	0.10%	0.14%
長期期待運用収益率	0.0%	0.0%
予想昇給率	1.00～1.48%	1.00～1.48%

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）	561,941千円	241,624千円
商品取引責任準備金	8,203	9,134
貸倒引当金	352,165	361,391
特別調査費用引当金	-	52,909
退職給付引当金	75,965	73,024
訴訟損失引当金	-	61,886
減損損失	99,863	103,405
資産除去債務	22,944	26,109
賞与引当金	10,775	25,793
未払事業税	7,438	14,813
その他	3,458	6,862
繰延税金資産小計	1,142,757	976,955
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	561,941	241,624
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	580,815	735,330
評価性引当額小計	1,142,757	976,955
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,003	3,015
繰延税金負債合計	3,003	3,015
繰延税金負債の純額	3,003	3,015

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（平成31年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	33,612	-	528,329	561,941
評価性引当額	-	-	-	33,612	-	528,329	561,941
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（ ） 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（令和2年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	-	112,597	129,027	241,624
評価性引当額	-	-	-	-	112,597	129,027	241,624
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（ ） 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	11.4
住民税等均等割額	18.7	1.8
評価性引当金額の増減額	24.8	16.8
その他	3.8	1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0	25.2

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

賃借契約に関連して支出し、かつ、資産として計上している敷金の一部で、将来の退去時にその発生が見込まれる原状回復費用等相当額については、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）及び当事業年度（自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）

当社は、商品先物取引関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

商品先物取引関連事業の営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

商品先物取引関連事業の営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人)	本田 忠	投資家	(被所有) 直接 13.61%	当社の債権に対 する第三者のた めの保証等	担保株式の受入 (注)1	323,856	-	-
主要株主 (個人)	村崎 稔	当社顧問	(被所有) 直接 3.19% 間接 10.14%	当社顧問	顧問料 (注)2	12,000	-	-

- (注)1. 「訂正報告書の提出理由」に記載の事項に関連して、主要株主である本田忠氏所有の当社株式2,076千株は、回収偽装の対象となった破産更生債権の担保として提供を受けております。なお、取引金額は、担保株式の時価で記載しております。
2. 顧問料については、経営助言等の顧問契約の内容に基づき、両者協議のうえ決定しております。
3. 上記取引金額には消費税は含まれておりません。

当事業年度（自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人)	村崎 稔	当社顧問	(被所有) 直接 3.15%	当社顧問	顧問料 (注)1	9,600	-	-

- (注)1. 顧問料については、経営助言等の顧問契約の内容に基づき、両者協議のうえ決定しております。
2. 上記取引金額には消費税は含まれておりません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)	当事業年度 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
1株当たり純資産額	336円74銭	382円28銭
1株当たり当期純利益	4円79銭	47円92銭

- (注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)	当事業年度 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
当期純利益(千円)	72,962	737,878
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	72,962	737,878
期中平均株式数(千株)	15,247	15,398

（重要な後発事象）

1. 取得による企業結合

当社は、令和2年5月25日開催の取締役会において、株式会社オウケイウェイブとの間で、株式会社オウケイウェイブの完全子会社であるOKプレミア証券株式会社の株式の全部を会社が取得することを決議し、同日株式譲渡契約を締結しています。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：OKプレミア証券株式会社

事業の内容：金融商品取引業、商品先物取引業

売上高：272百万円（平成31年3月期）

企業結合を行った主な理由

OKプレミア証券株式会社の有する顧客に、弊社の特徴である情報サービスという特色を持った営業手法も導入することで、金融商品の販売拡大が期待できると見込めるため株式を取得することといたしました。

企業結合日

令和2年6月30日

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

OKプレミア証券株式会社

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

株式取得の相手先

株式会社オウケイウェイブ

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価の対価（現金）：350百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等：20百万円（概算額）

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

2. 事業の一部譲渡

当社は、令和2年5月28日開催の取締役会において、商品先物取引業の一部事業（東京商品取引所(TOCOM)エネルギー市場及び大阪堂島商品取引所(ODE)での取扱商品を除く商品先物取引業。）を日産証券株式会社へ譲渡することについて、令和2年6月26日開催の定時株主総会に付議することを決議しております。

(1) 事業譲渡の概要

(ア) 譲渡対象事業：商品先物取引業の一部（東京商品取引所(TOCOM)貴金属市場、ゴム市場、農産物市場の取引銘柄）

(イ) 事業内容：商品先物取引業

(ウ) 譲渡対象事業の経営成績（平成31年3月期）

	本件事業 (a)	平成31年3月期 実績(b)	比率(a/b)
売上高	3,395百万円	3,538百万円	95.95%
営業利益	-	66百万円	-

(エ) 譲渡する予定の資産、負債の項目及び金額（令和元年12月末日現在）

資 産		負 債	
項 目	帳簿価額	項 目	帳簿価額
保管有価証券	2,470百万円	預り証拠金	10,949百万円
差入保証金	9,160百万円	預り証拠金代用有価証券	2,470百万円
委託者差金	1,789百万円		
固定資産	104百万円		
合 計	13,523百万円	合 計	13,419百万円

(オ) 譲渡価額及び決済方法

譲渡価額 9億円(消費税除く)

(2) 事業譲渡先

日産証券株式会社

(3) 日程

取締役会決議日	令和2年5月28日
事業譲渡契約締結日	令和2年5月28日
定時株主総会開催日	令和2年6月26日
事業譲渡日	令和2年7月20日(予定)

(注) 本件事業の譲渡は、会社法第467条第1項第2号の規定に該当する事業譲渡であり、本年6月26日開催の当社の定時株主総会において特別決議にて承認可決されております。

3. 希望退職者の募集

当社は、令和2年6月23日開催の取締役会において、以下のとおり、早期退職者の募集を行うことについて決議いたしました。

(1) その旨及び理由

本年7月中に東京商品取引所(TOCOM)から大阪取引所(OSE)へ貴金属市場、ゴム市場及び農産物市場が移管される予定となっております。現在、当社は第一種金融商品取引業としての登録及び大阪取引所(OSE)の取引参加者資格の取得の見通しが立っておりません。当社が主力としていた貴金属市場に係る取引を行えなくなることから、収益構造を再構築する必要性に迫られており、この度の早期退職者を募ることとなりました。

(2) 希望退職募集の対象者、募集人員

従業員、100名

(3) 募集期間

令和2年6月23日～令和2年7月10日

(4) 希望退職による損失の見込額

現時点では確定しておりません。

(5) その他重要な特約等がある場合にはその内容

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額または償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	411,102	-	8,525	402,576	324,019	3,827	78,556
構築物	22,850	-	714	22,136	22,136	-	0
車両	51,725	6,468	9,332 (53)	48,861	39,772	3,994	9,089
器具及び備品	48,803	34,717	37,442 (33,590)	46,078	46,078	1,127	0
土地	361,430	-	134 (134)	361,296	-	-	361,296
リース資産	5,213	-	-	5,213	5,213	-	0
有形固定資産計	901,125	41,186	56,148 (33,778)	886,163	437,220	8,949	448,942
無形固定資産							
電話加入権	0	-	-	0	-	-	0
ソフトウェア	47,412	-	-	47,412	47,412	-	0
リース資産	37,033	-	37,033	-	-	-	-
無形固定資産計	84,445	0	37,033	47,412	47,412	0	0
長期前払費用	1,260	4,891	4,007 (4,007)	2,144	2,144	884	0

(注1) 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

(注2) 「器具及び備品」の「当期増加額」の主なものは、情報システム更改によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

リース債務の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【引当金及び特別法上の準備金の明細】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(注)	1,083,678	9,226	-	18,796	1,074,109
特別調査費用引当金	-	172,794	-	-	172,794
賞与引当金	35,192	84,236	39,192	-	84,236
役員賞与引当金	-	20,000	-	-	20,000
訴訟損失引当金	-	202,110	-	-	202,110
商品取引責任準備金	26,791	168,394	165,353	-	29,832

(注) 貸倒引当金の当期減少額の(その他)は、債権の回収に基づく取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	13,980
預金	
当座預金	3,065,199
普通預金	906,794
定期預金	420,000
別段預金	1,239
合計	4,407,215

商品

品目	数量(g)	金額(千円)
金	106,500	583,185
白金	21,500	54,696
合計	128,000	637,881

貯蔵品

区分	金額(千円)
切手及び収入印紙	1,704
合計	1,704

保管有価証券

区分	金額(千円)
商品先物取引	1,952,785
合計	1,952,785

差入保証金

区分	金額(千円)
取引証拠金・自己	10,000
取引証拠金・直接預託	4,923,332
取引証拠金・差換預託	3,306,800
合計	8,240,133

委託者差金

区分	金額（千円）
商品先物取引	2,449,887
合計	2,449,887

固定化営業債権

区分	金額（千円）
商品先物取引	1,070,152
合計	1,070,152

買掛金

相手先	金額（千円）
店頭金地金売却顧客3名	15,276
合計	15,276

預り証拠金

区分	金額（千円）
商品先物取引	10,604,110
合計	10,604,110

預り証拠金代用有価証券

区分	金額（千円）
商品先物取引	1,952,785
合計	1,952,785

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

（累計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益（千円）	943,517	2,178,457	3,071,259	4,626,312
税引前四半期（当期） 純利益（千円）	69,625	554,867	664,624	986,346
四半期（当期） 純利益（千円）	54,271	457,919	552,017	737,878
1株当たり四半期（当期） 純利益（円）	3.55	29.81	35.88	47.92

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 （円）	3.55	26.15	6.10	24.40

その他

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取及び売渡 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取及び売渡手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告が行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。(URL https://www.dai-ichi.co.jp/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

(第47期)(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)令和元年6月28日関東財務局長に提出

(第48期)(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)令和元年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和元年6月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第48期第1四半期)(自平成31年4月1日至令和元年6月30日)令和元年8月9日関東財務局長に提出

(第48期第2四半期)(自令和元年7月1日至令和元年9月30日)令和元年11月8日関東財務局長に提出

(第48期第3四半期)(自令和元年10月1日至令和元年12月31日)令和2年2月7日関東財務局長に提出

(第49期第1四半期)(自令和2年4月1日至令和2年6月30日)令和2年8月14日関東財務局長に提出

(第49期第2四半期)(自令和2年7月1日至令和2年9月30日)令和2年11月13日関東財務局長に提出

(第49期第3四半期)(自令和2年10月1日至令和2年12月31日)令和3年2月15日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

令和元年7月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

令和2年3月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)に基づく臨時報告書であります。

令和2年4月6日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)に基づく臨時報告書であります。

令和2年5月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

令和2年5月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)に基づく臨時報告書であります。

令和2年5月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号(事業譲渡契約締結)に基づく臨時報告書であります。

令和2年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

令和2年12月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

令和2年5月1日関東財務局長に提出

(第43期)(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

(第44期)(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

(第45期)(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

(第46期)(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

(第47期)(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

(第48期)(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)令和2年11月30日関東財務局長に提出

(6) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

令和2年5月1日関東財務局長に提出

(第46期第1四半期)(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

(第46期第2四半期)(自平成29年7月1日至平成29年9月30日)

(第46期第3四半期)(自平成29年10月1日至平成29年12月31日)

(第47期第1四半期)(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

(第47期第2四半期)(自平成30年7月1日至平成30年9月30日)

(第47期第3四半期)(自平成30年10月1日至平成30年12月31日)

(第48期第1四半期)(自平成31年4月1日至令和元年6月30日)

(第48期第2四半期)(自令和元年7月1日至令和元年9月30日)

(第48期第3四半期)(自令和元年10月1日至令和元年12月31日)

以上の、四半期報告書に係る訂正報告書及び確認書であります。

(第49期第1四半期)(自令和2年4月1日至令和2年6月30日)令和2年11月30日関東財務局長に提出

(第49期第2四半期)(自令和2年4月1日至令和2年9月30日)令和2年11月30日関東財務局長に提出

(7) 内部統制報告書の訂正報告書

令和2年5月1日関東財務局長に提出

(第43期)(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

(第44期)(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

(第45期)(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

(第46期)(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

(第47期)(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

以上の、内部統制報告書に係る訂正報告書であります。

(8) 有価証券届出書(第三者割当増資)及びその添付書類

令和2年11月30日関東財務局長に提出

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月29日

第一商品株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中 康之 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一商品株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一商品株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年5月25日に株式会社オウケイウェイブとの間で、株式会社オウケイウェイブの完全子会社であるOKプレミア証券株式会社の株式の全部を会社が取得する株式譲渡契約を締結している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年5月28日開催の取締役会において、商品先物取引業の一部事業（東京商品取引所(TOCOM)エネルギー市場及び大阪堂島商品取引所(ODE)での取扱商品を除く商品先物取引業。）を日産証券株式会社に譲渡について2020年6月26日開催の定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において承認可決された。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年6月23日開催の取締役会において、早期退職者の募集を行うことについて決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、第一商品株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、第一商品株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社の全社的な内部統制及び決算財務報告プロセスには開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は第三者委員会による調査を実施し、その結果、修正が必要な事項はすべて財務諸表に反映している。これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和3年2月15日

第一商品株式会社
取締役会 御中監査法人アリア
東京都港区代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊 印代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中 康之 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている第一商品株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（令和2年10月1日から令和2年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、第一商品株式会社及び連結子会社の令和2年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。